

第2期長島町子ども・子育て支援事業計画

(素案)

鹿児島県長島町

(目次)

第1章 計画の概要

第2章 長島町の子ども・子育てを取り巻く状況

第3章 計画の基本的な考え方

第4章 子ども・子育て施策の展開

第5章 事業計画（子ども・子育て支援事業計画）

第6章 計画の推進と進行管理

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

近年、我が国では少子化・核家族化の進行、地域のつながりの希薄化により、子どもや家庭を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

本町は、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27（2015）年3月に『夢と活力があり安心して子育て・子育てができるまち』を基本理念とした長島町子ども・子育て支援事業計画を策定し、様々な子育て支援事業に取り組んで来ました。

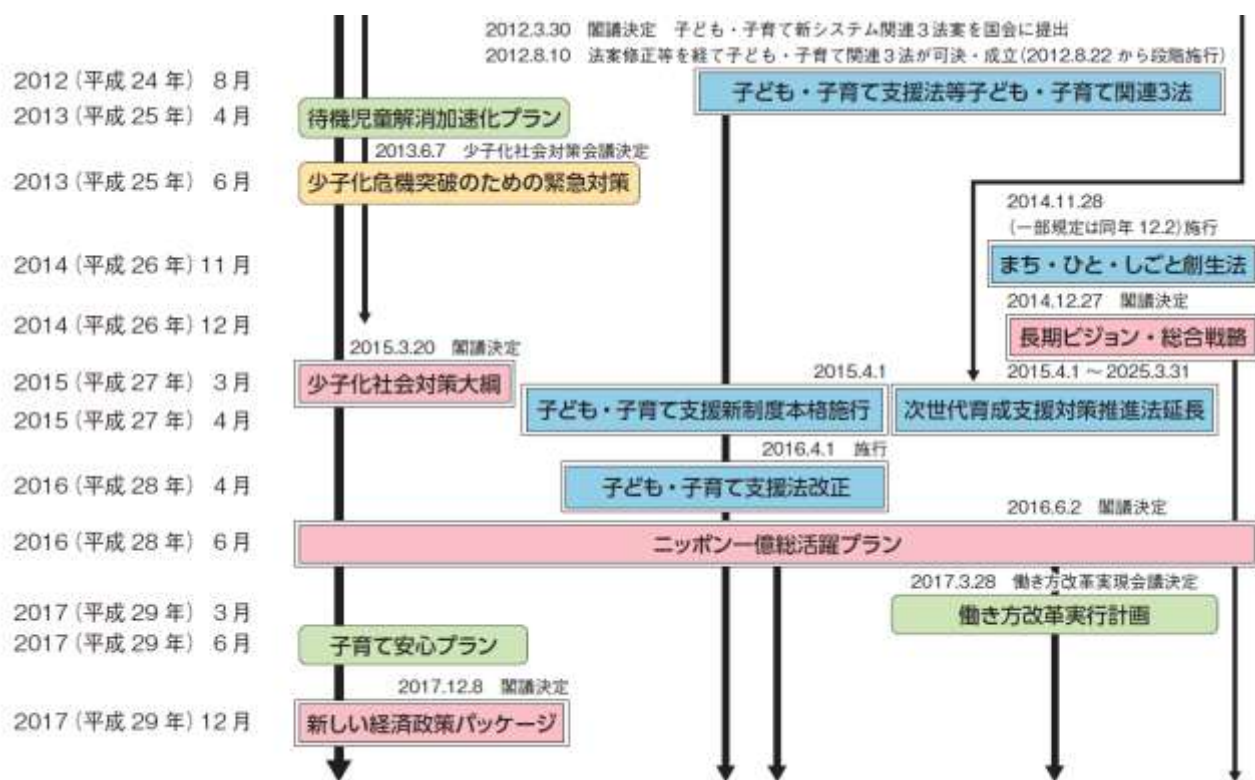
こうした中、平成28（2016）年4月には子ども・子育て支援法が改正され、仕事・子育て両立支援事業の創設や待機児童解消等の取り組みの支援を行なう等の内容が追加されるなど、子ども・子育て施策に関するさまざまな法律等が施行・改正されています。

また、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、令和元（2019）年10月から「幼児教育無償化制度」が実施されることとなりました。

幼児教育の無償化は生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点を踏まえたものとなっています。

これらの法に基づき、引き続き、『夢と活力があり安心して子育て・子育てができるまち』の実現を目指すとともに、子どもの視点に立ち、子どもの発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。

本町では、現行計画である「長島町子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況、課題を整理するとともに、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用希望と内容を含めたニーズを把握したうえで、町内における教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保を盛り込んだ「第2期長島町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。



子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連3法に基づき策定されたものであり、平成27年4月より施行されました。

新制度では、社会全体での費用負担を行いながら、市町村が実施主体となり、それぞれの地域の特性やニーズに即して、より柔軟な制度運用・サービス提供を行うことで、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保，教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」に取り組んでいくこととなります。

子ども・子育て関連3法

①子ども・子育て支援法

②就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

◆主なポイント

- ①認定こども園，幼稚園，保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- ②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- ③地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援，地域子育て支援拠点，放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
- ④市町村が実施主体
- ⑤社会全体による費用負担
- ⑥政府の推進体制
- ⑦子ども・子育て会議の設置

新制度の取組内容

1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

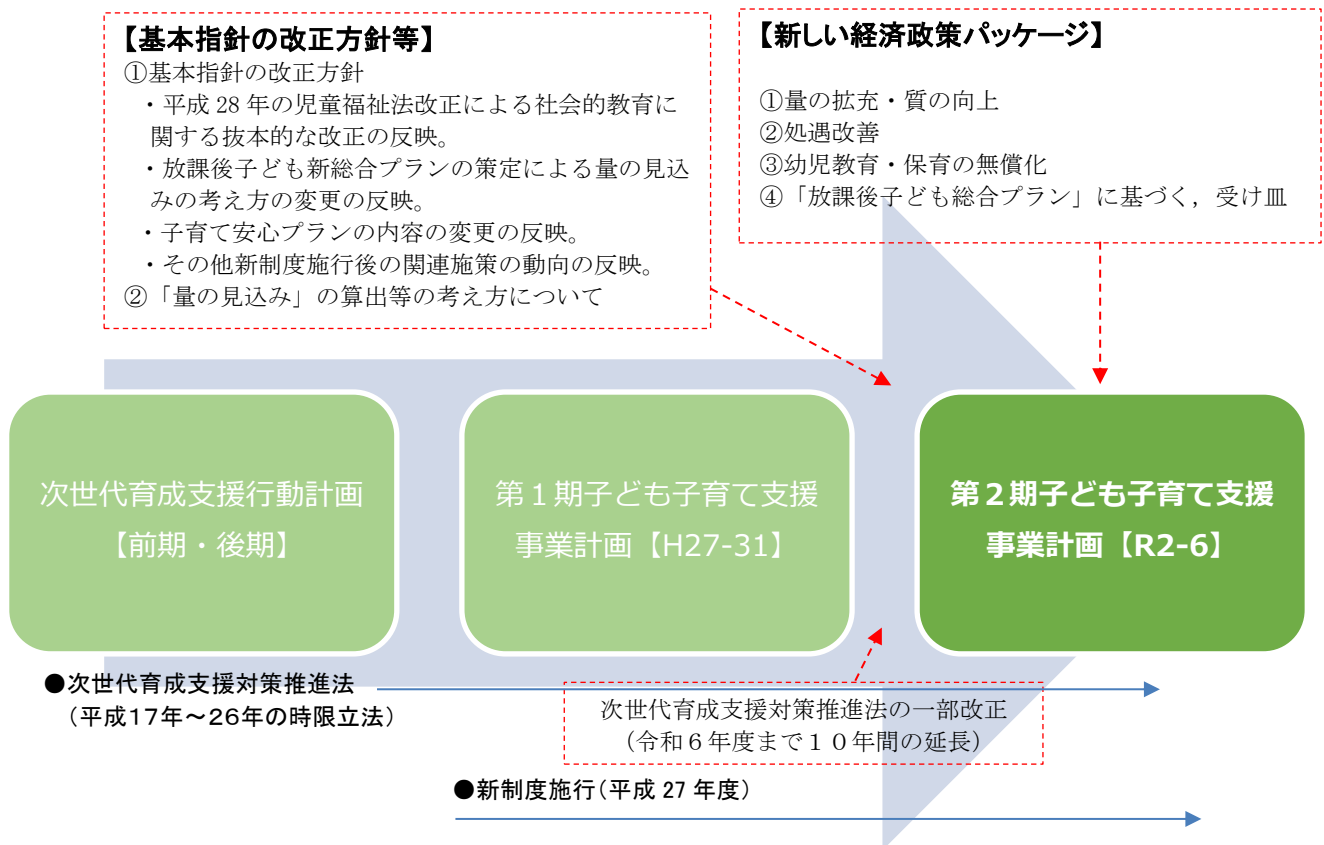
- 幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ【認定こども園】の普及を進めます。

2 保育の量的拡大・確保，教育・保育の質的改善

- 市町村は，待機児童解消を計画的に進め，国もこれを支援します。
- 新たに，少人数の子どもを預かる保育などへの財政支援を行います。
- 身近な地域での保育機能を確保します。
- 地域の多様な保育ニーズに対応します。

3 地域の子ども・子育て支援の充実

- 地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させます。



2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、「長島町総合計画」の分野別計画として位置付けるとともに、関連計画との整合性を図り策定するものです。

また、次世代育成支援地域行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成27年3月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、令和7年3月まで10年間延長することとなりました。これに伴い、同法第8条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続することとなり、策定は任意となりました。

そのため、本町では、可能な限り次世代育成支援地域行動計画の内容を本計画に引継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることにします。

さらに、平成30年9月に厚生労働省、文部科学省により策定された「新・放課後子ども総合プラン」に関する計画についても、包括的に盛り込むことにします。

<子ども・子育て支援法(抄)>

(市町村子ども・子育て支援事業計画)第六十一条市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

3 計画の期間

本計画は、令和2年度（2020年度）を初年度として令和6年度（2024年度）までの5箇年を対象期間とします。

なお、計画期間の最終年度である令和元年度（2019年度）には、本町を取り巻く今後の諸状況等を踏まえ次期計画を策定します。

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
長島町 次世代育成支援対策行動計画					長島町 子ども・子育て支援事業計画					第2期長島町 子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

①調査目的

子ども・子育て支援法に基づき、令和元年度に子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、既存データでは把握困難な教育・保育事業等の潜在的なニーズ（サービスの利用意向・子育てに関する意識等）や、子ども及びその保護者のおかれた環境やその他の事情等を調査・分析し、計画の基礎資料とすることを目的に実施した。

②調査の実施期間

平成30年12月に実施

③調査対象

長島町在住の「就学児前児童及び小学校児童のいる世帯」の保護者を対象

④調査方法

幼稚園・保育所・小学校を通じた配布・回収，及び郵送式による配布回収

⑤調査数及び回収状況

配布数	回収件数	回収率
621 件	518 件	83.4%

(2) 子ども・子育て会議

計画策定においては、住民各層の意見を広く反映させるため、行政機関内部だけでなく、学識経験者、地域住民代表、保健、医療及び福祉関係団体の代表等に委員として参画していただき、計4回の審議を行い、計画を策定しました。

第1回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none">➤ 子ども子育て支援事業計画の概要➤ アンケート調査結果報告➤ 教育・保育の量の見込みについて➤ 今後のスケジュールについて
第2回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none">➤ 子ども・子育てを取り巻く状況について➤ 教育・保育の量の現状と見込について➤ 地域子ども・子育て支援事業の現状と見込みについて➤ 計画骨子について
第3回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none">➤ 計画素案について
第4回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none">➤ パブリックコメントについて➤ 計画原案について

(3) パブリックコメントの実施

令和2年1月に、計画素案をホームページ等で広く公表し、町民からの計画内容全般に関する意見募集を行ないました。

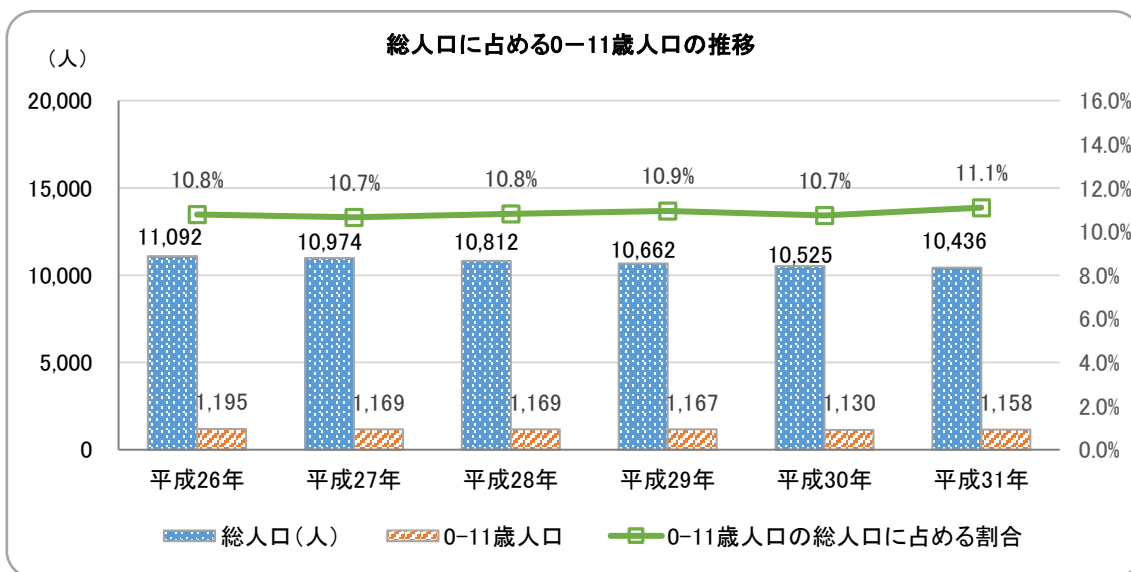
第2章 長島町の子ども・子育てを取り巻く状況

1 統計的な状況

(1) 人口の推移

① 総人口に占める子どもの人口の推移

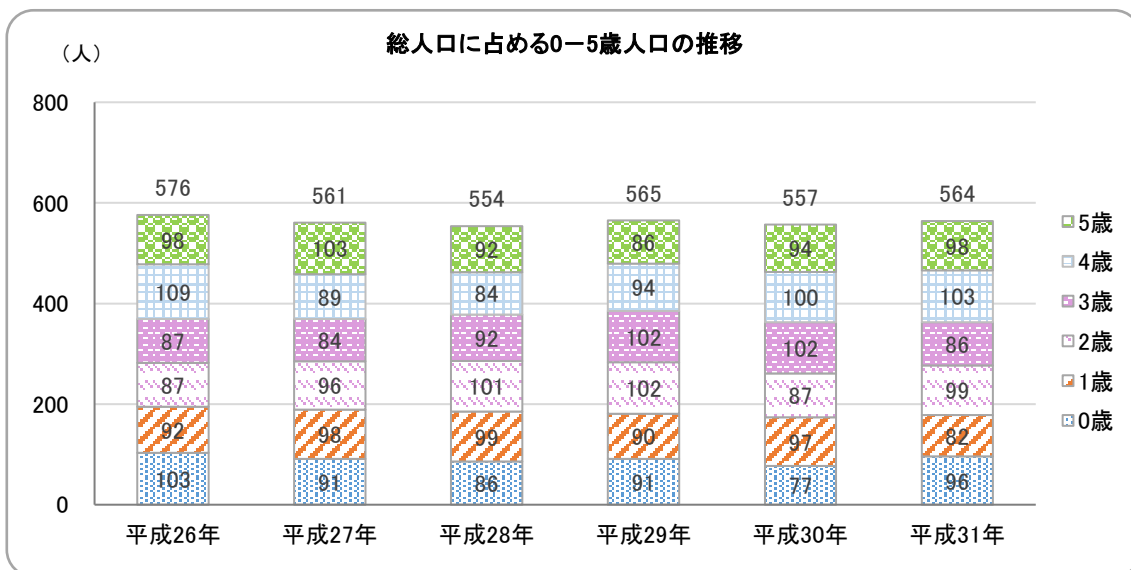
本町の総人口は平成31年4月1日現在、10,436人で平成26年より656人減少となっています。また、0-11歳人口は平成31年に1,158人で平成26年よりも37人減少となり、11歳未満の人口は、総人口の11.1%となっています。



(資料：住民基本台帳 各年4月1日)

② 0～5歳の年齢階級別人口の推移

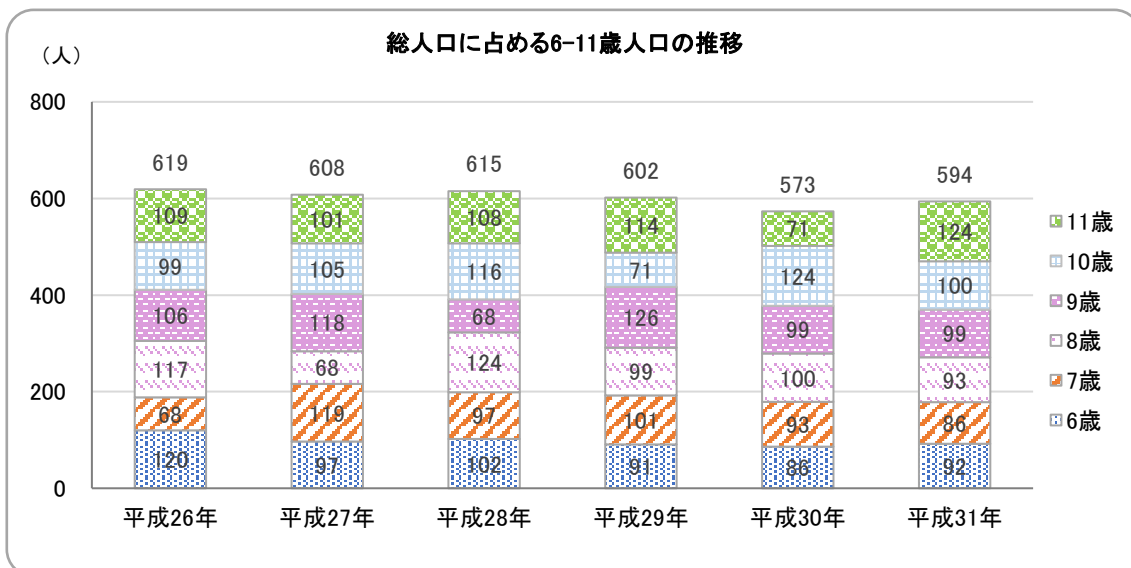
0～5歳人口は、増減があるものの横ばいとなっています。平成30年は、0歳が77人と他の年と比較して少なくなっています。



(資料：住民基本台帳 各年4月1日)

③ 6～11歳の年齢階級別人口の推移

6～11歳人口は、減少傾向になっています。特に、6歳、8歳では20人以上減少となっています。

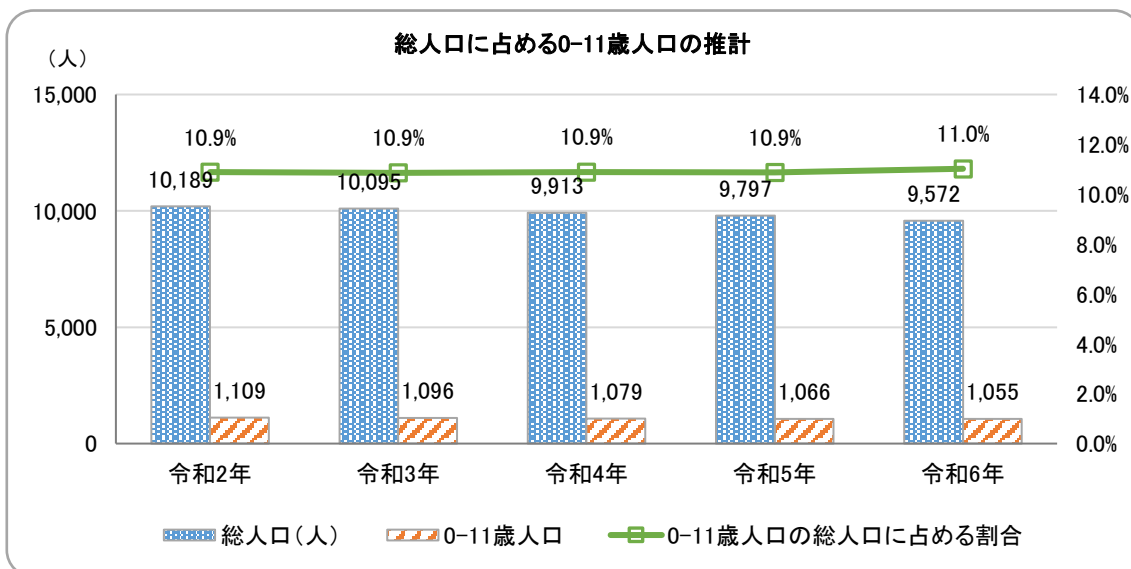


(資料：住民基本台帳 各年4月1日)

(2) 人口の推計

① 総人口に占める子どもの人口 (推計)

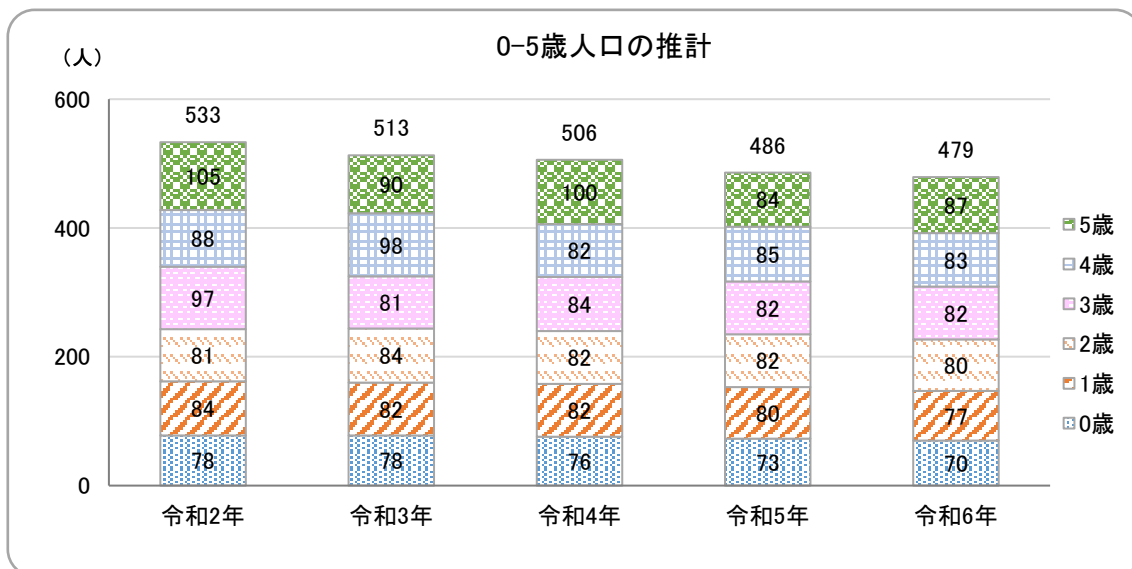
総人口に占める子どもの人口は、令和2年以降、減少と推計されます。



※平成26年～平成30年の実績人口を基にコーホート変化率法を用いて算出 (資料：住民基本台帳)

② 0～5歳の年齢階級別人口の推移（推計）

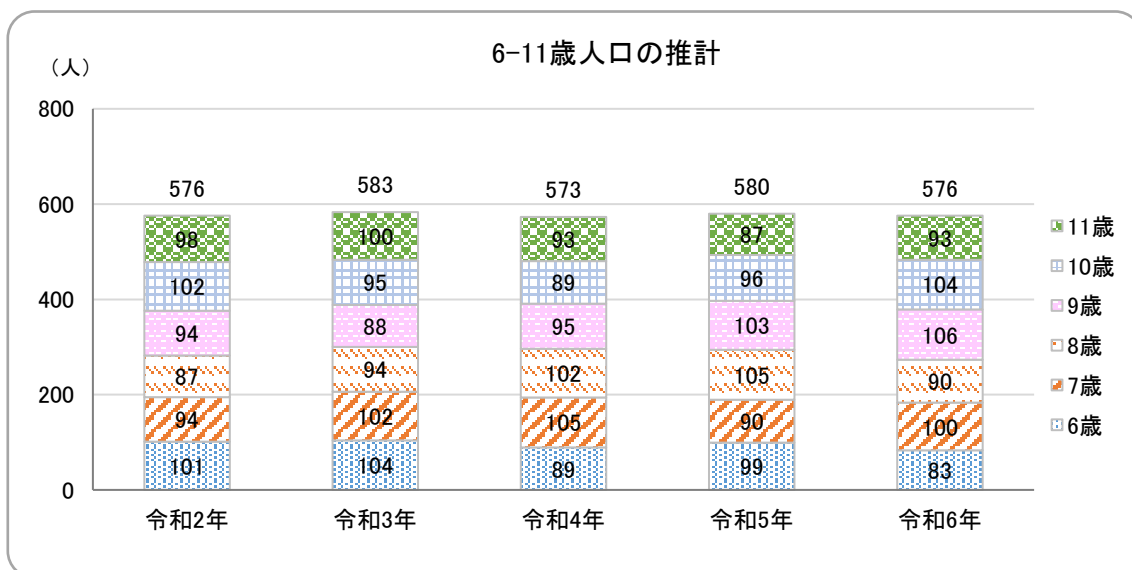
0～5歳の年齢階級別人口は、令和2年の533人から、令和6年では479人で54人の減少となっています。



※平成26年～平成30年の実績人口を基にコーホート変化率法を用いて算出（資料：住民基本台帳）

③ 6～11歳の年齢階級別人口の推移（推計）

6～11歳の年齢階級別人口は、令和2年の576人から横ばいとなっています。



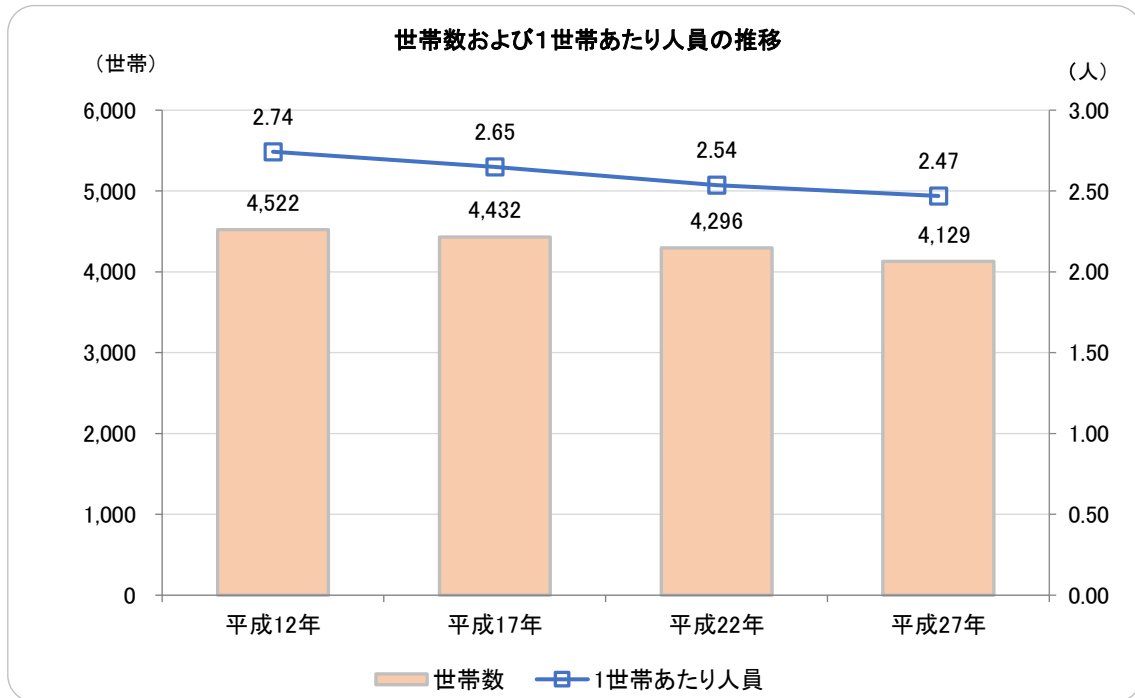
※平成26年～平成30年の実績人口を基にコーホート変化率法を用いて算出（資料：住民基本台帳）

(3) 世帯

① 世帯数および1世帯あたり人員の推移

世帯数は、平成27年では4,129世帯で、平成12年から393世帯の減少となっています。

また、1世帯あたり人員は平成12年以降減少傾向で推移しており、平成27年では2.47人となっています。



(資料：国勢調査)

② 世帯の家族類型

世帯の総数は、平成27年では4,129世帯で核家族世帯は、減少傾向にあります。一方、増減を繰り返しながらも単独世帯、母子世帯は増加傾向にあります。

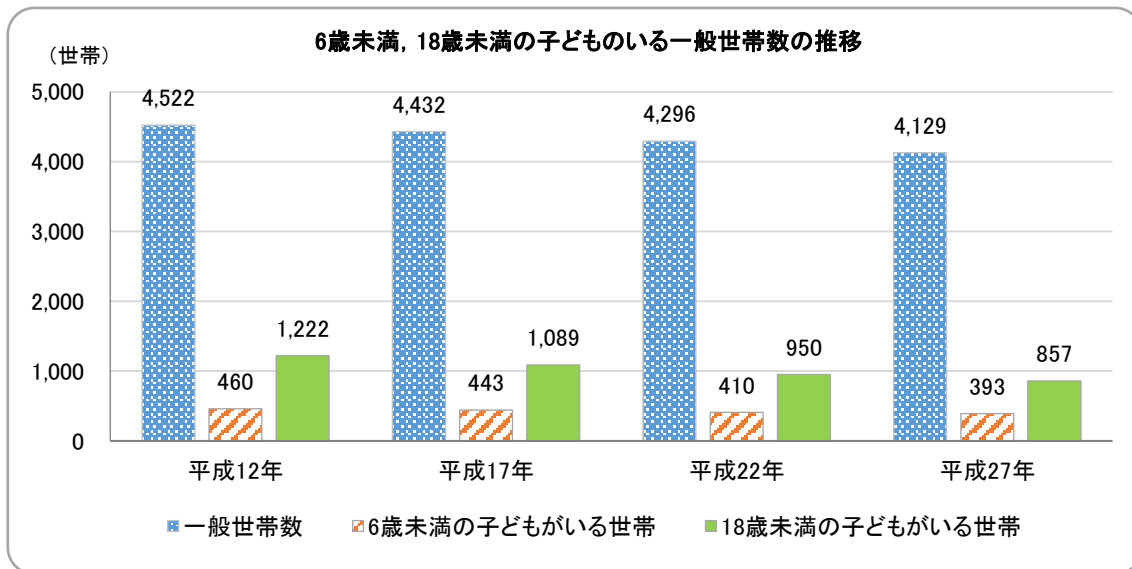
家族類型別世帯数	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総数	4,522	4,432	4,296	4,129
A 親族世帯	3,537	3,386	3,182	3,025
I 核家族世帯	2,885	2,744	2,633	2,535
(1) 夫婦のみ	1,293	1,214	1,210	1,142
(2) 夫婦と子ども	1,312	1,223	1,102	1,051
(3) 男親と子ども	50	69	79	77
(4) 女親と子ども	230	238	242	265
II その他の親族世帯	652	642	549	490
B 非親族世帯	4	6	10	14
C 単独世帯	981	1,040	1,104	1,090
母子家庭(再掲)	22	31	38	36
父子家庭(再掲)	11	18	17	14

(資料：国勢調査)

※家族類型「不詳」も含まれます。

③ 6歳未満、18歳未満の子どものいる一般世帯数の推移

6歳未満の親族のいる世帯は、平成27年では393世帯で平成12年から67世帯の減少となっています。18歳未満の親族のいる世帯は、平成27年では857世帯で平成12年から365世帯の減少となっています。

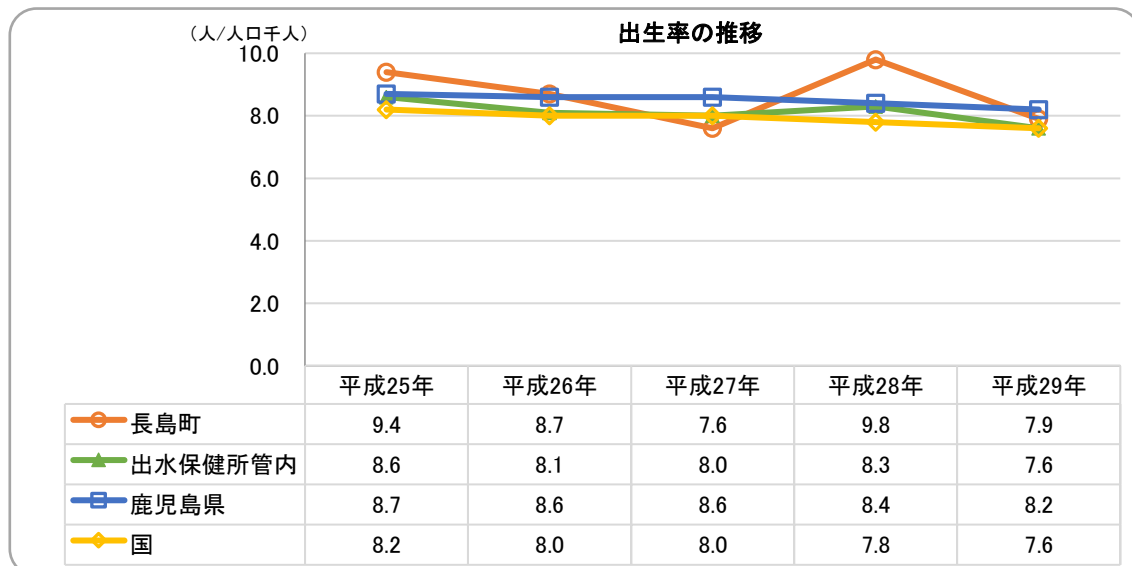


(資料：国勢調査)

(4) 結婚・出産等

① 出生率の推移

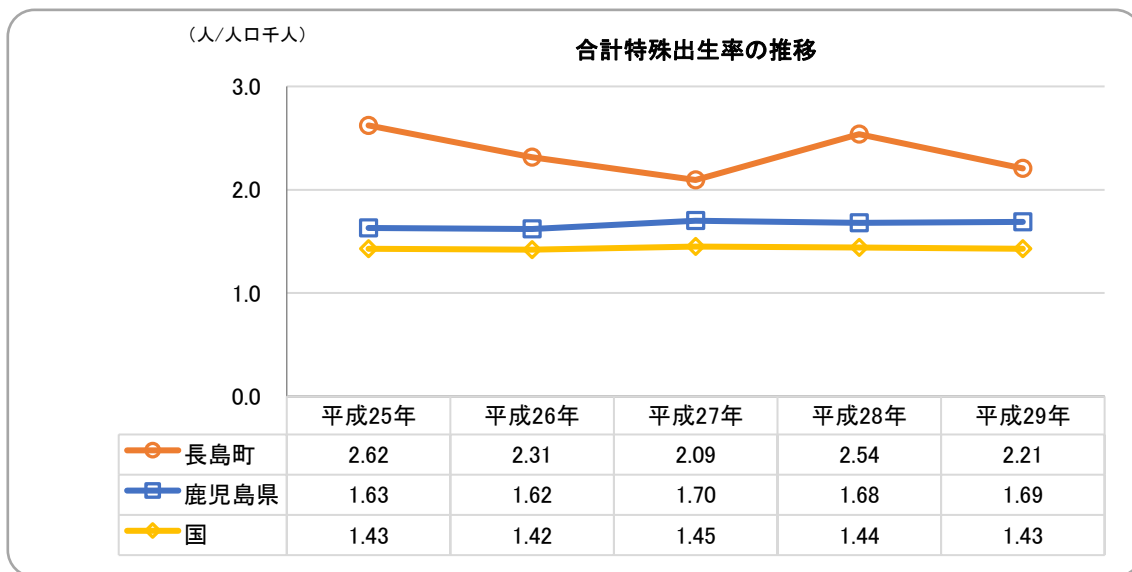
出生率は、平成25年で9.4でしたが平成29年で7.9と減少傾向にあります。出水保健所管内は、国より高くなっています。



(資料：人口動態統計)

②合計特殊出生率の推移

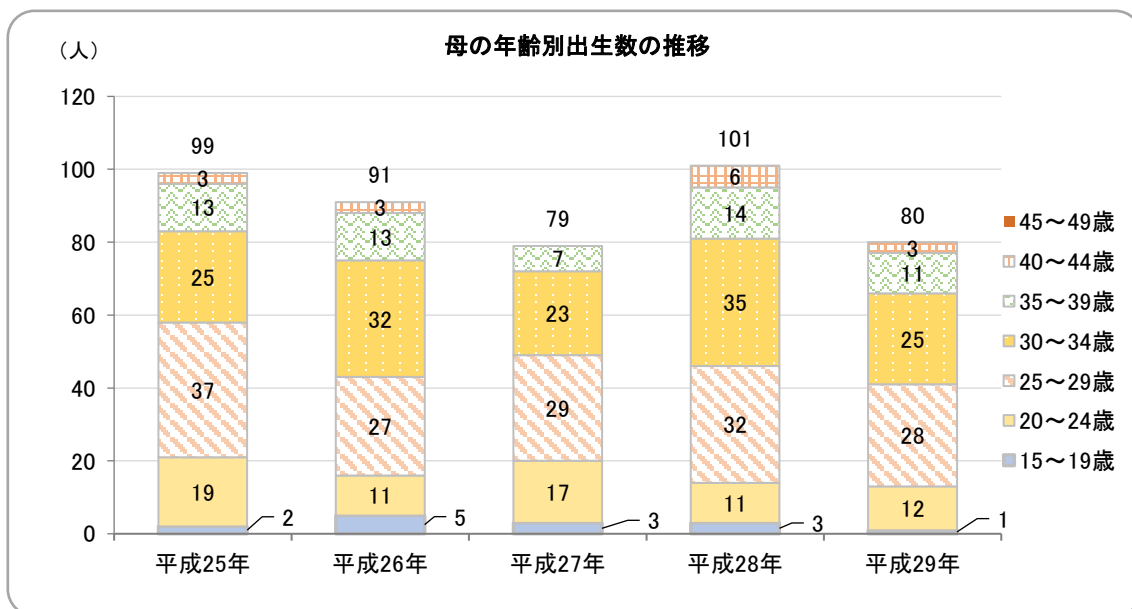
一人の女性が一生の間に生む子どもの数の平均を示す合計特殊出生率は、平成29年で2.21となっています。いずれの年も2.0以上となり、鹿児島県、国より高い割合で推移しています。



(資料：人口動態統計)

③母の年齢別出生数の推移

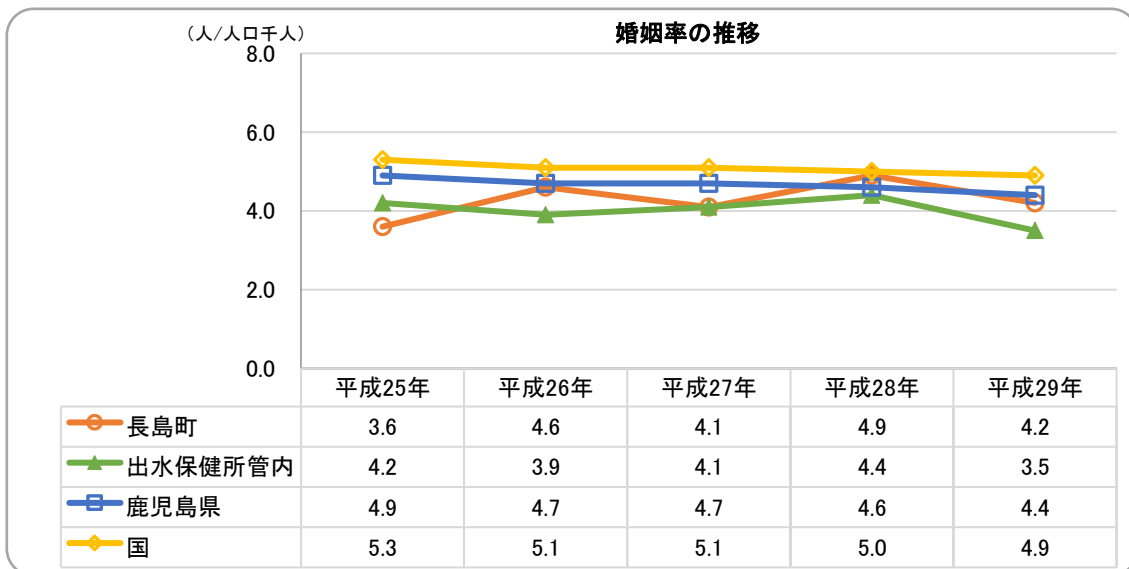
母の年齢別出生数は、平成28年に増加となりましたが、減少傾向にあります。25～29歳の出生数の減少が他の年齢より多くなっています。



(資料：人口動態統計)

④婚姻率の推移

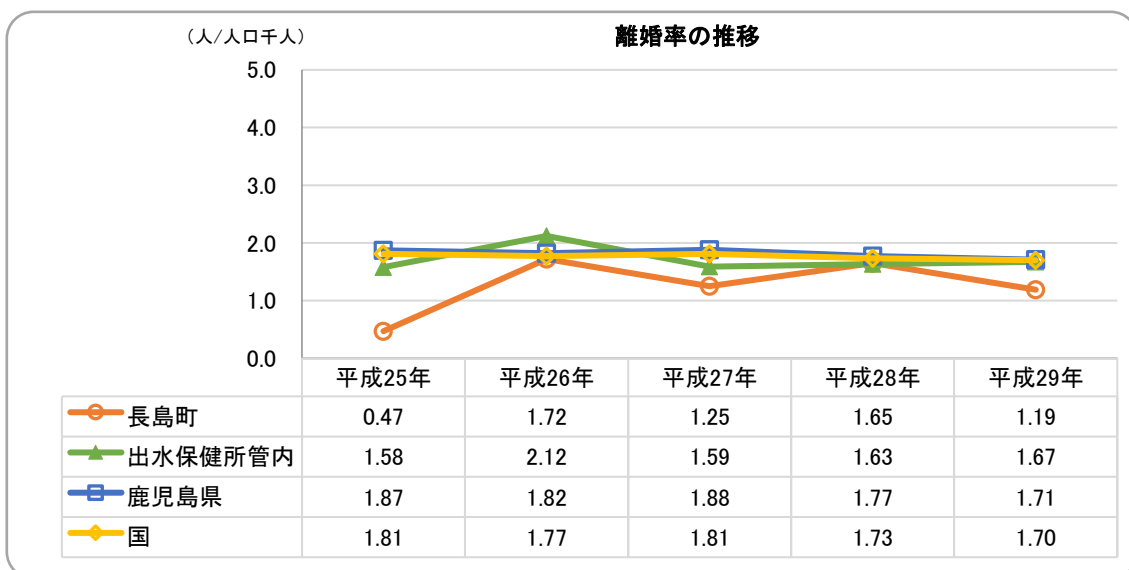
婚姻率は、平成29年で4.2となり、鹿児島県、国より低くなっています。



(資料：人口動態統計)

⑤離婚率の推移

離婚率は、平成29年で1.19となり、出水保健所管内、鹿児島県、国より低くなっています。

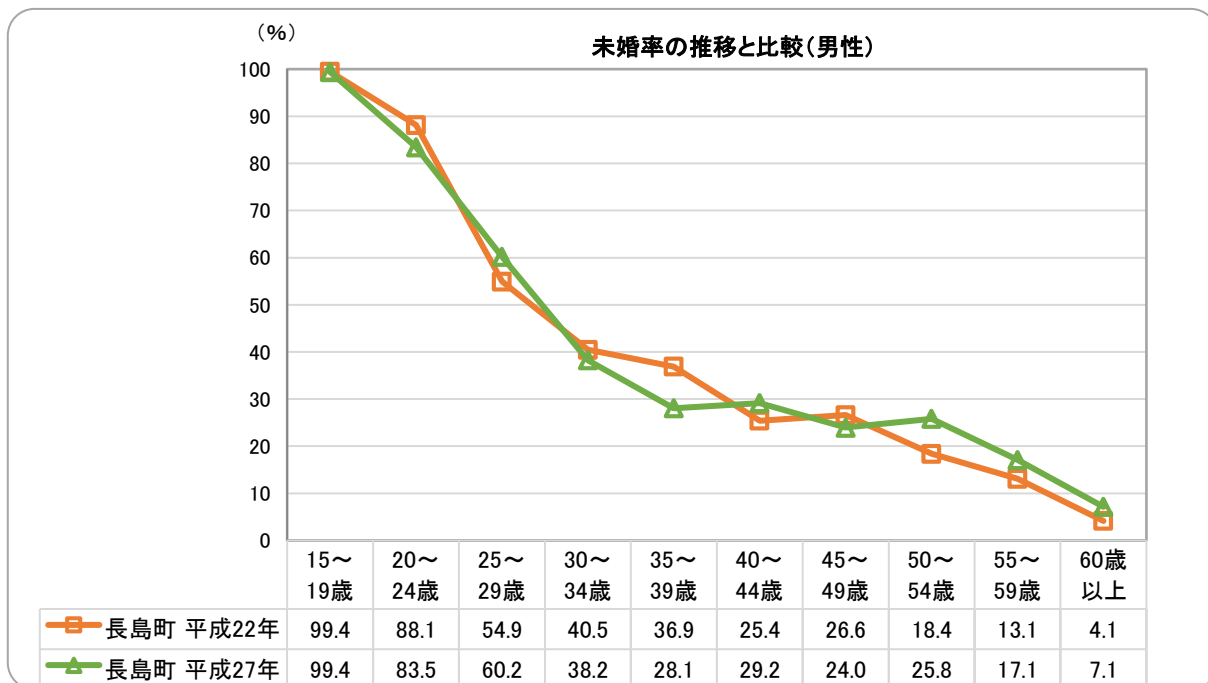


(資料：人口動態統計)

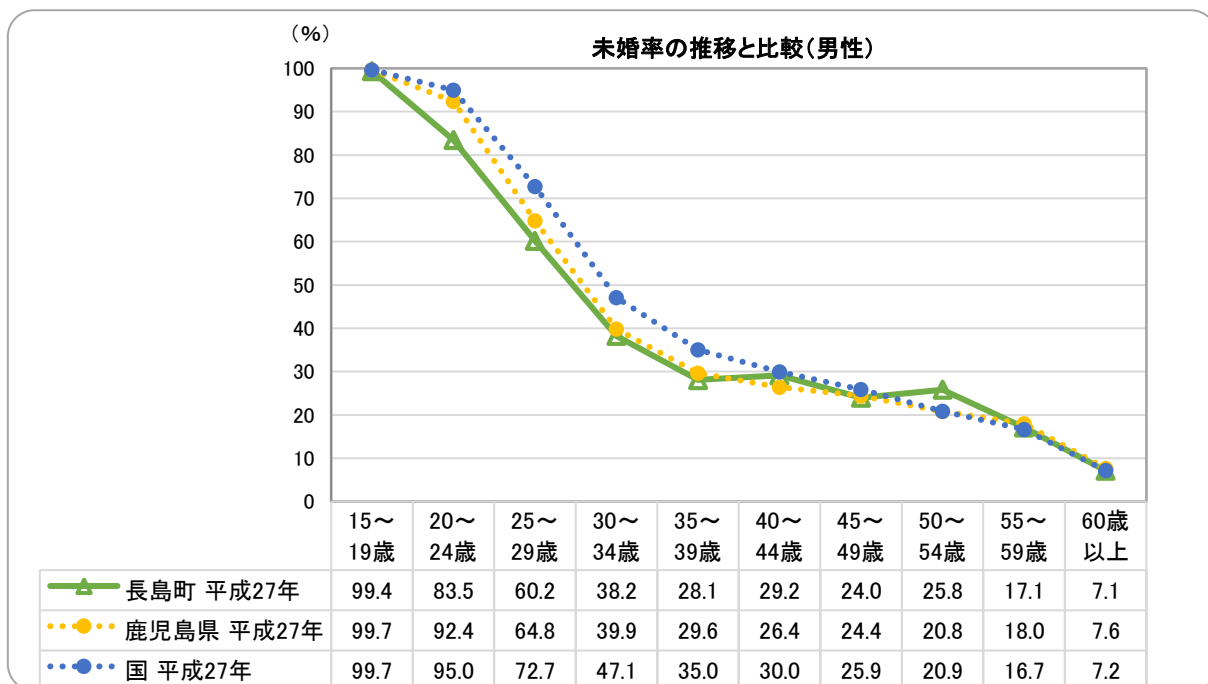
⑥未婚率の推移と比較

平成 27 年の男性の未婚率は、15 歳～39 歳では鹿児島県、国を下回っています。特に 20～24 歳では鹿児島県、国より 8 ポイント以上低くなっています。

平成 22 年と比較すると平成 27 年では 35～39 歳では 8 ポイント以上下回っています。



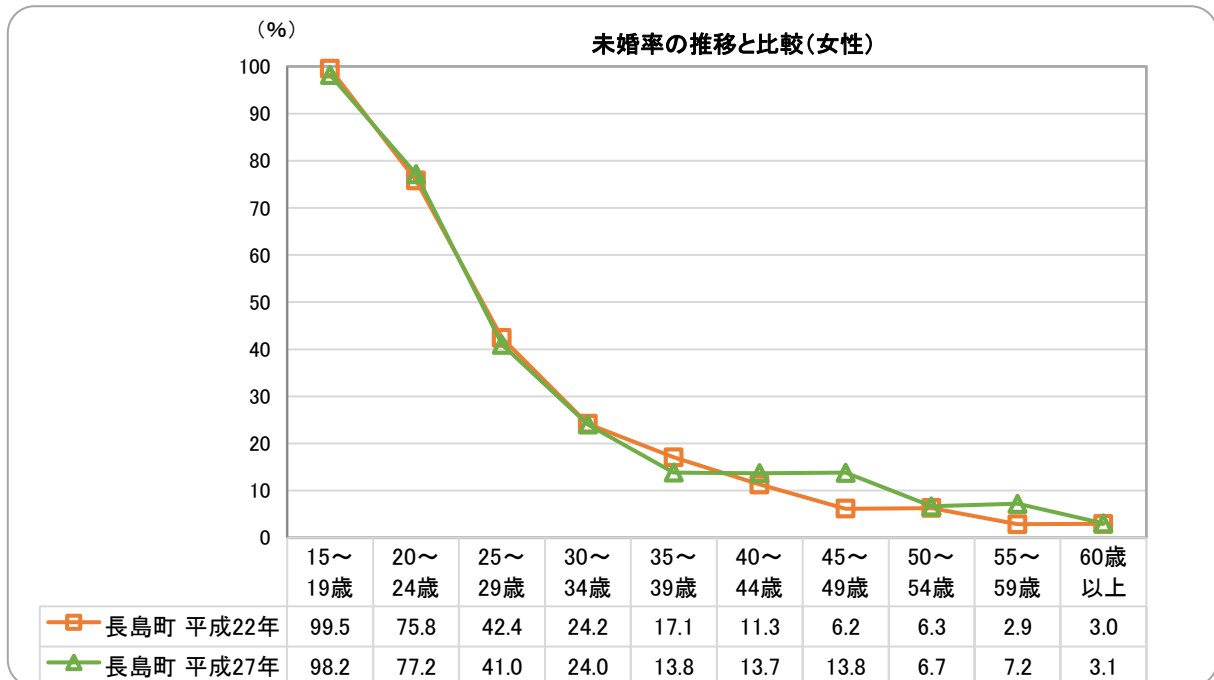
(資料：国勢調査)



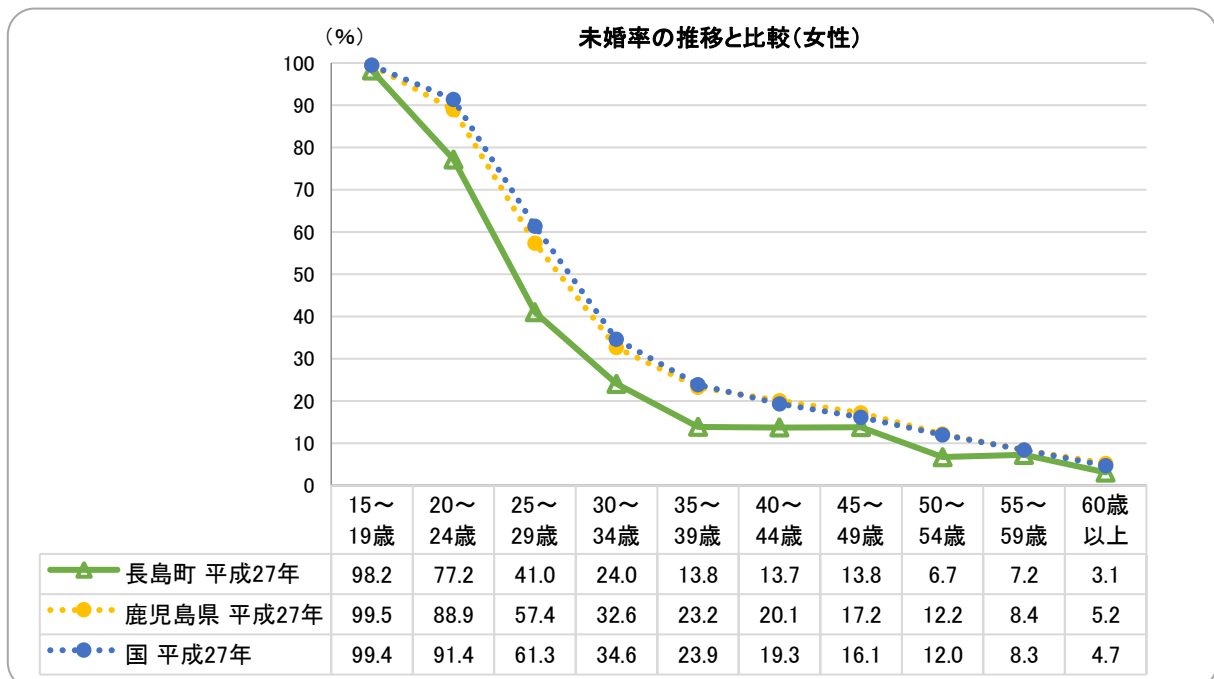
(資料：国勢調査)

平成 27 年の女性の未婚率は、全ての年代で鹿児島県、国より下回っています。特に 20～34 歳では鹿児島県、国と比較すると 10 ポイント以上低くなっています。

平成 22 年と平成 27 年を比較すると同程度で推移していますが、45～49 歳で 7 ポイント以上高くなっています。



(資料：国勢調査)



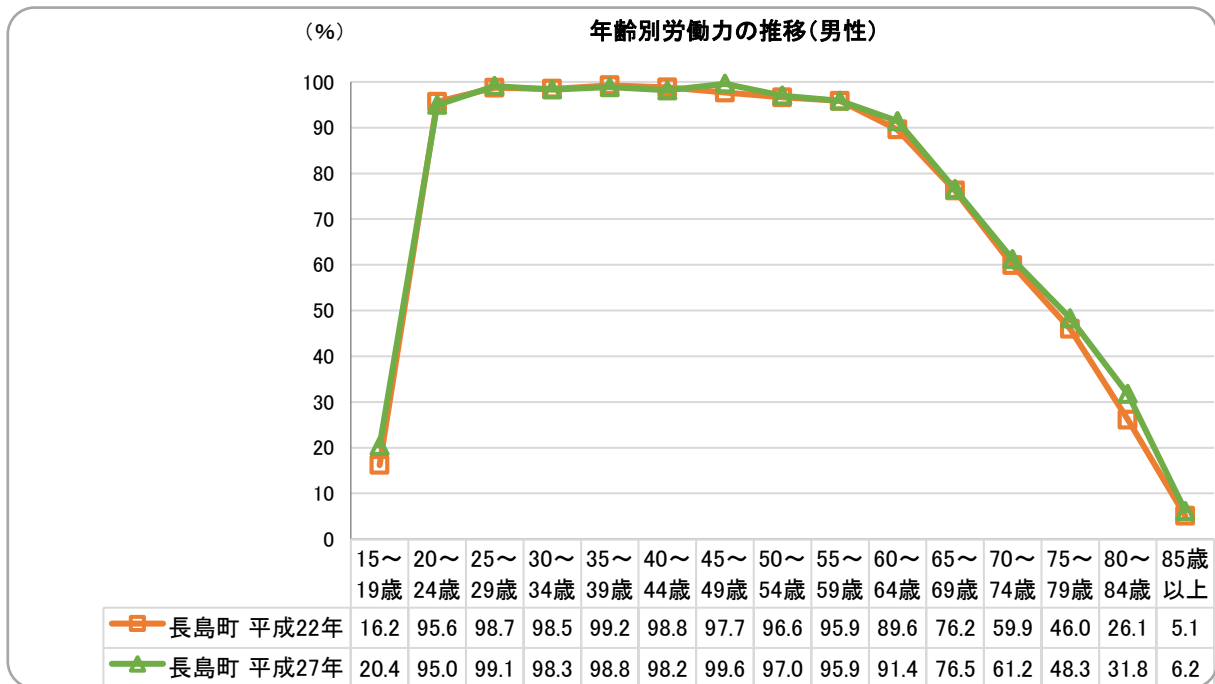
(資料：国勢調査)

(5) 就労状況

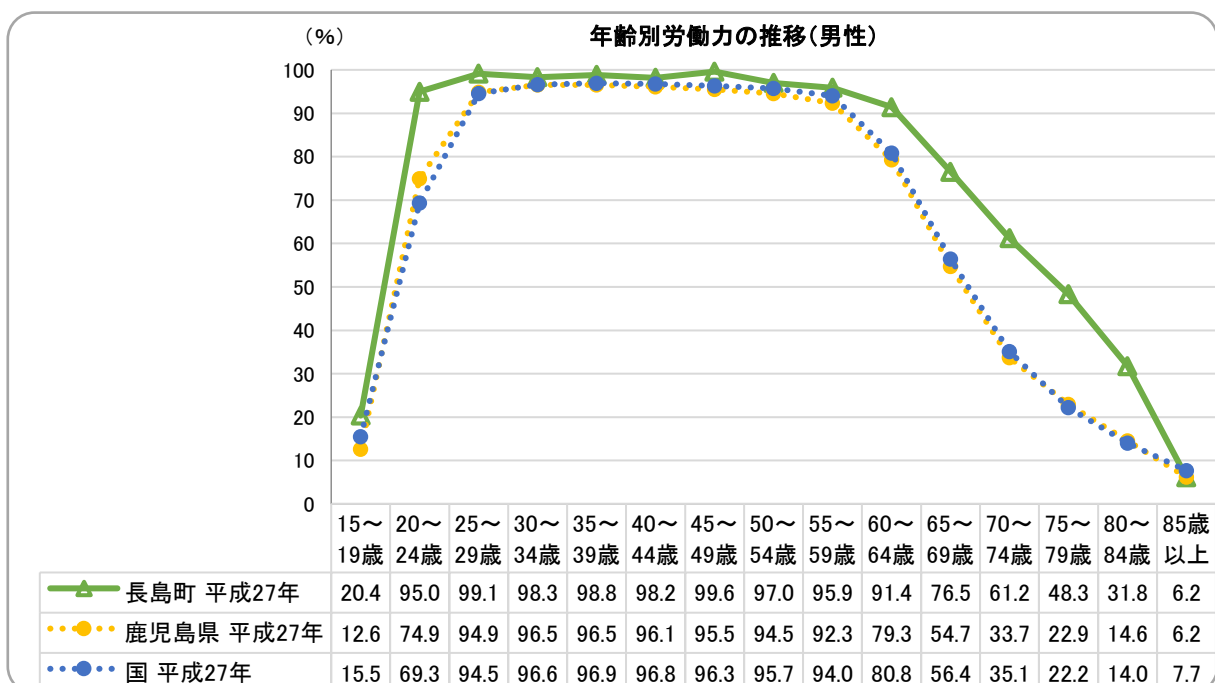
① 男性の年齢別労働力率の推移

平成27年の男性の年齢別労働力率は、15～84歳では鹿児島県、国より上回っています。特に20～24歳では、鹿児島県、国より20ポイント以上高くなっています。また60歳以降も高く推移しています。

平成22年と比較すると、同程度で推移しています。



(資料：国勢調査)

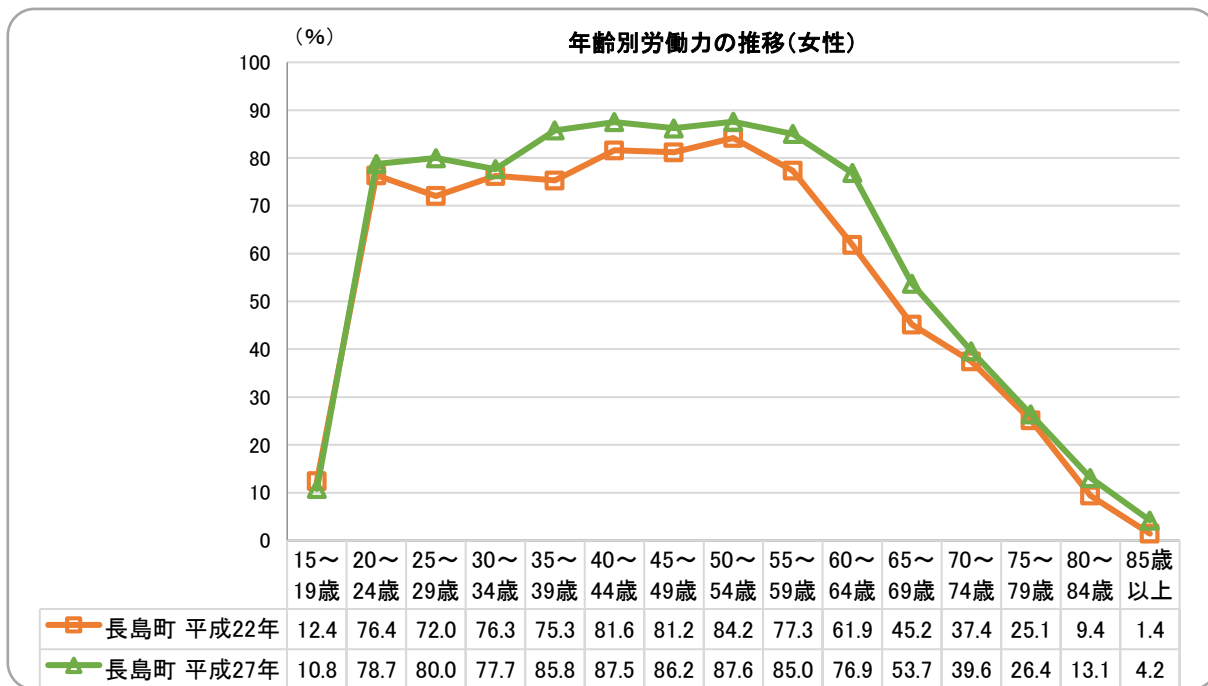


(資料：国勢調査)

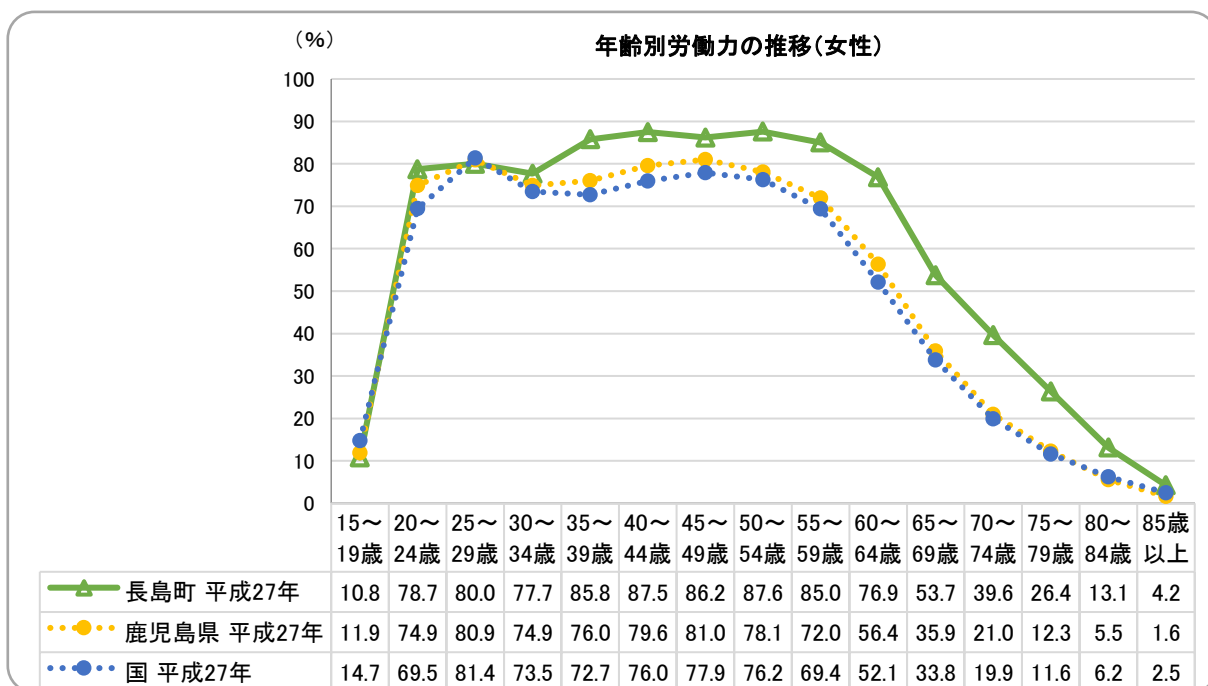
②女性の年齢別労働力率の推移

平成27年の女性の年齢別労働力率は、30歳以降では鹿児島県、国より上回っています。特に35～39歳では9ポイント以上高くなっています。

平成27年の女性の年齢別労働力率は、「25～29歳」(80.0%)と「40～44歳」(87.5%)を左右のピークとして「30～34歳」を底とするM字カーブとなり、平成22年と比較すると上昇しています。



(資料：国勢調査)

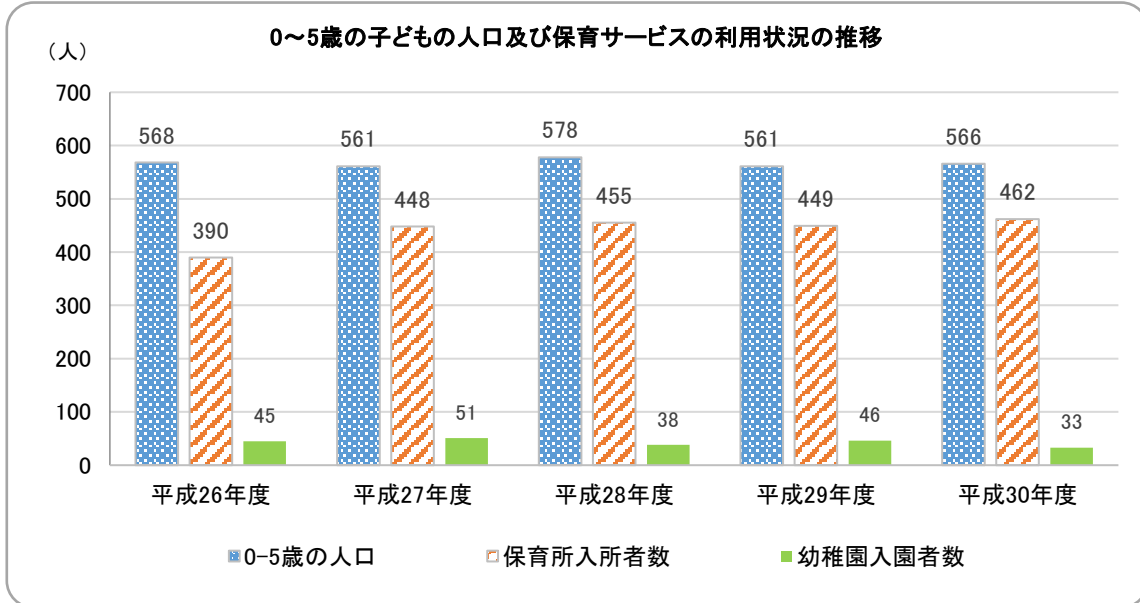


(資料：国勢調査)

(6) 子育て環境の状況

①0～5歳の子ども的人口及び保育サービスの利用状況の推移

0～5歳の子ども的人口は、ほぼ横ばいで推移している中、保育所の入所者数は増加傾向、幼稚園（認定こども園除く）の入園者数は増加の年があるものの減少傾向となっています。

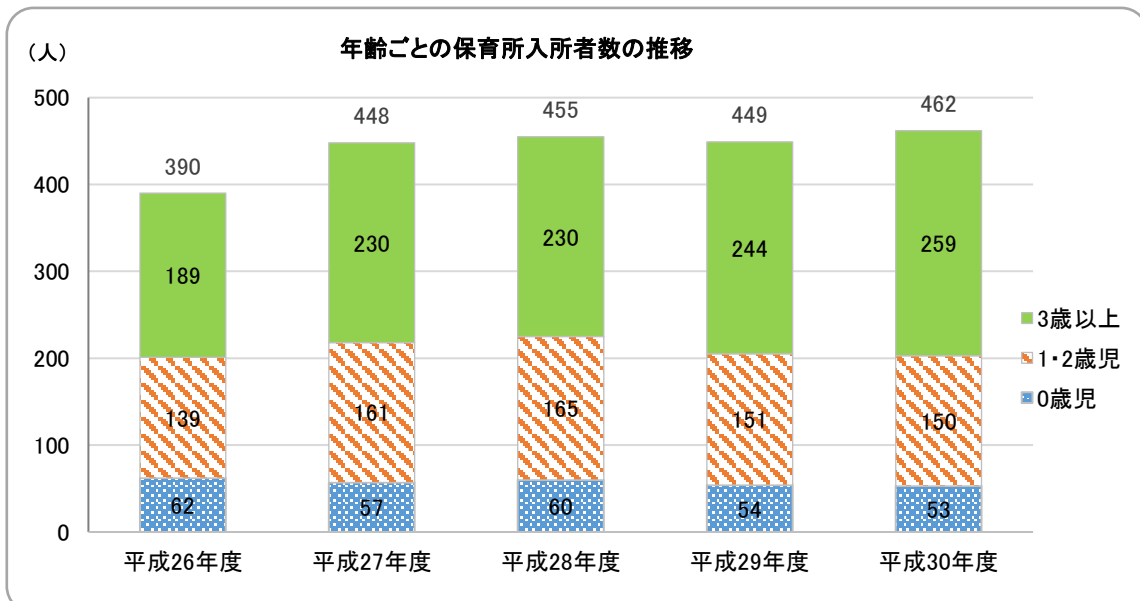


(資料：各年度3月1日)

②年齢ごとの保育所入所者数の推移

年齢ごとの保育所入所者数は、増加傾向にあります。

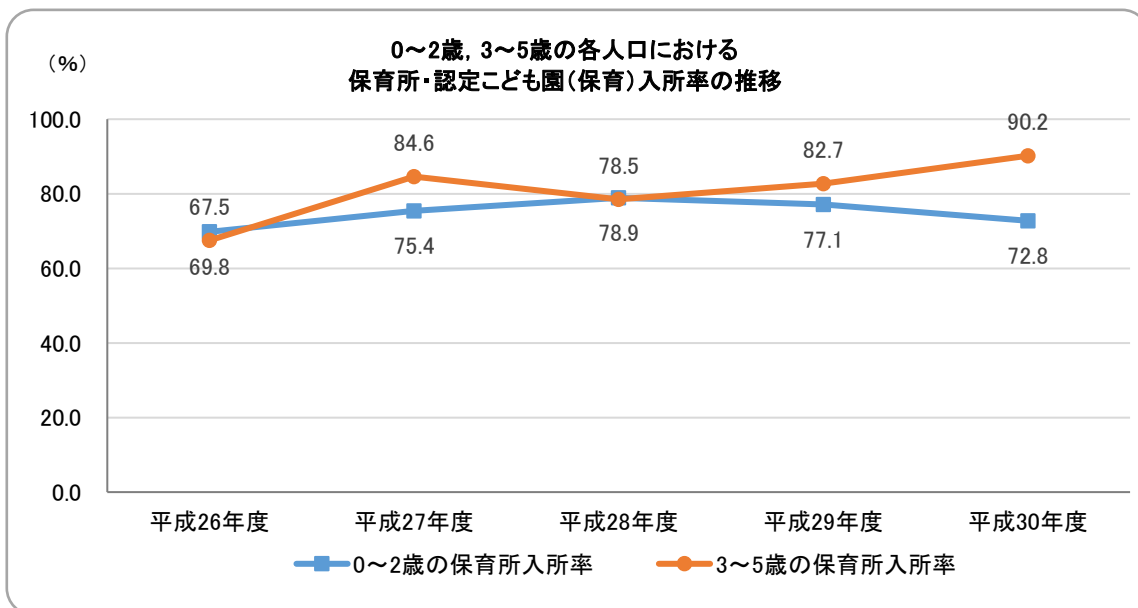
0歳児の入所者数は減少傾向となっていますが、1・2歳児、3歳以上の入所者数は増加しており、特に3歳以上は約70人の増加となっています。



(資料：各年度3月1日)

③0～2歳，3～5歳の各人口における保育所入所率の推移

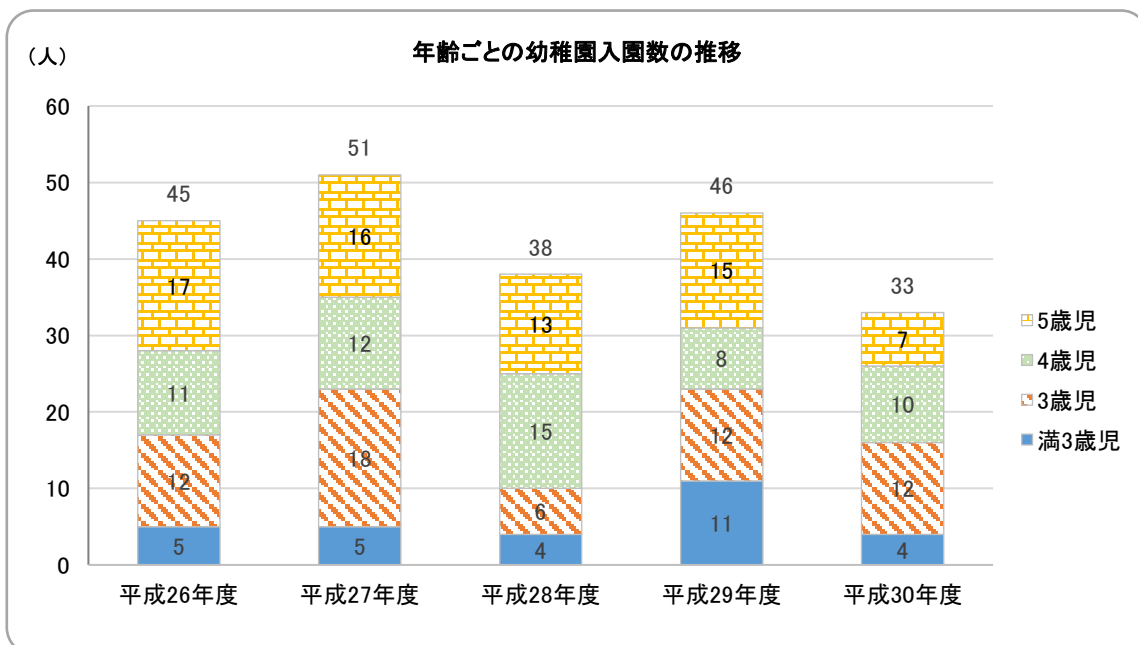
保育所における年齢別入所率は，年度毎に増減はあるものの増加傾向にあります。特に3～5歳では90%以上と高くなっています。



(資料： 各年度3月1日)

④年齢ごとの幼稚園入園者数の推移

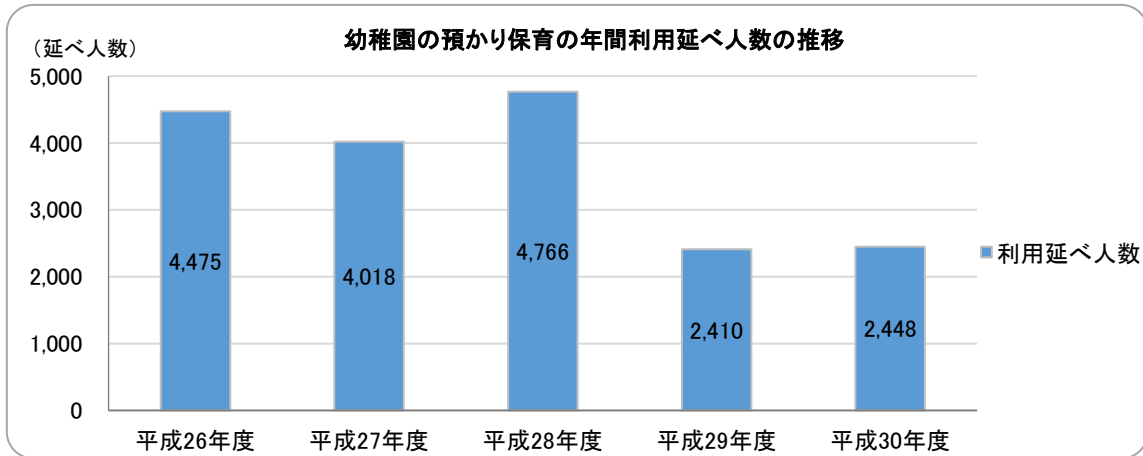
年齢ごとの幼稚園(認定こども園除く)の入園者数は，年度ごとにばらつきがみられますが，減少傾向となっています。



(資料： 各年度3月1日)

⑤ 幼稚園の預かり保育の年間利用延べ人数の推移

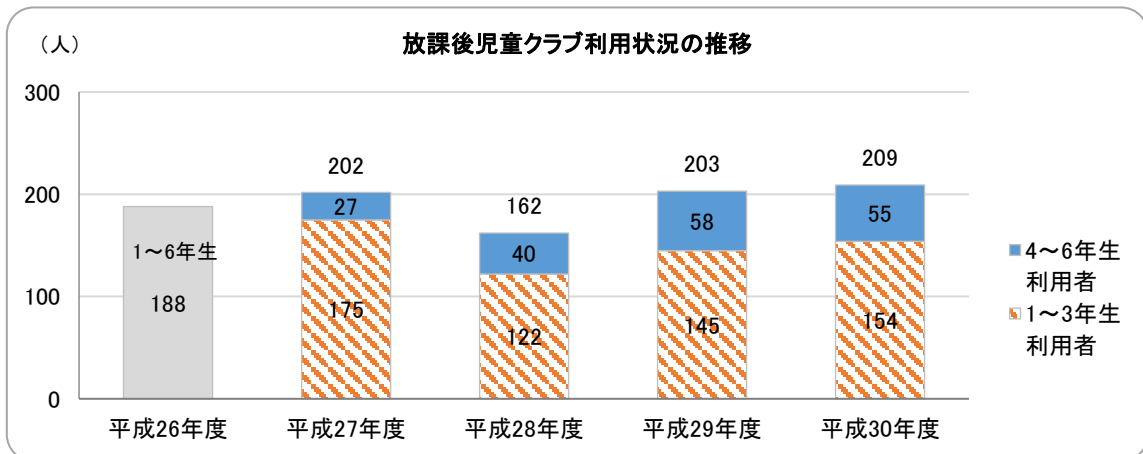
幼稚園の預かり保育の年間利用延べ人数は、平成30年度には2,448人と平成26年度と比較して2,027人の減少となっています。



(資料：各年度3月31日)

⑥ 放課後児童クラブ利用状況の推移（1～3年生利用者数，4～6年生利用者数）

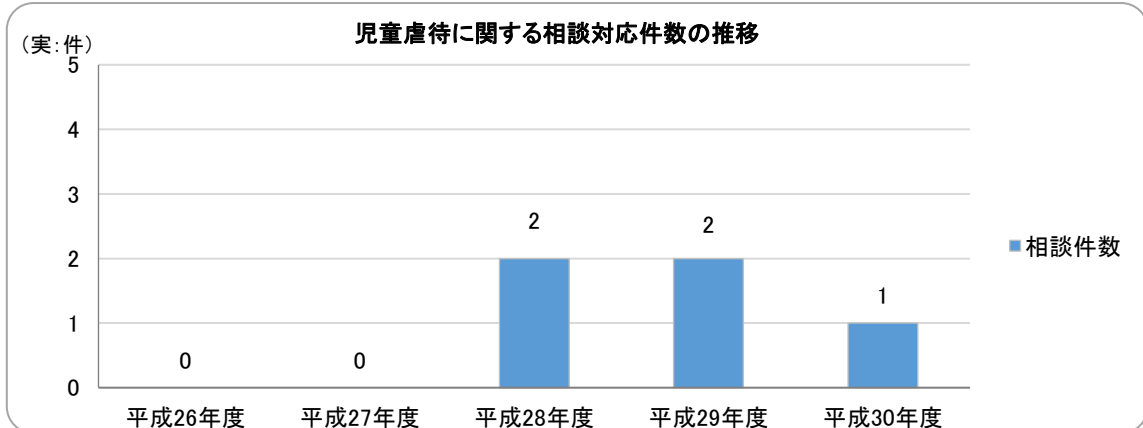
放課後児童クラブの利用状況は、横ばいで推移していますが、4～6年生の割合が多くなっています。



(資料：各年度3月31日)

⑦ 児童虐待に対する相談対応件数の推移

児童虐待に対する相談対応件数は、平成28, 29年度2件，平成30年度1件となっています。

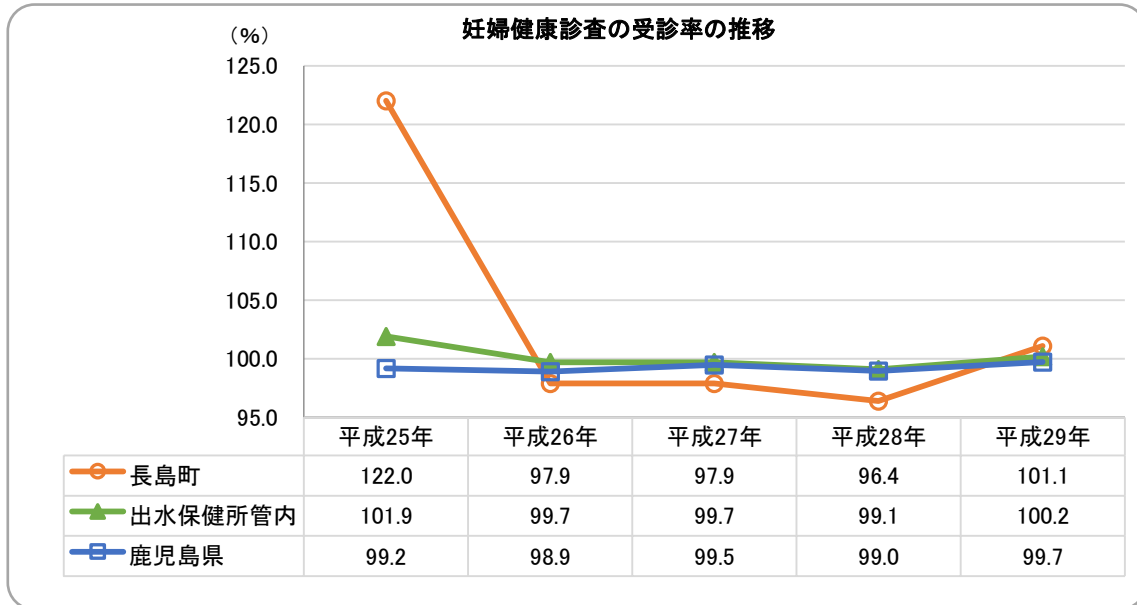


(資料：各年度3月31日)

(7) 母子保健に関する状況

① 妊婦健康診査受診率

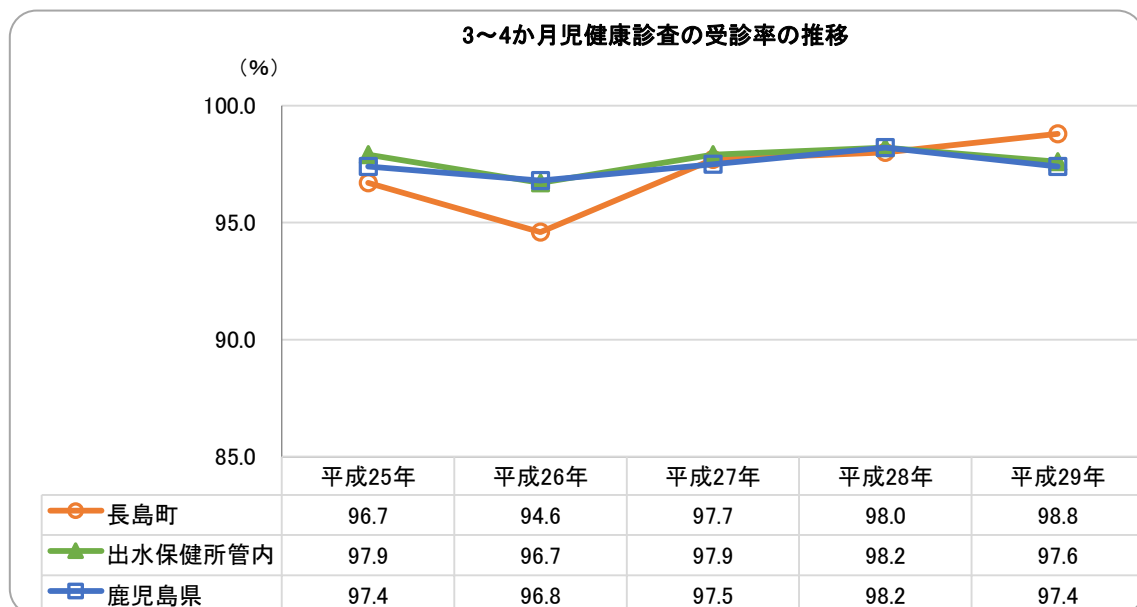
妊婦健康診査の受診率の推移は、ほぼ全数受診で推移していますが、平成25年は122.0%と高くなっています。



(資料：鹿児島県の母子保健)

② 乳児（3～4か月児）健康診査受診率

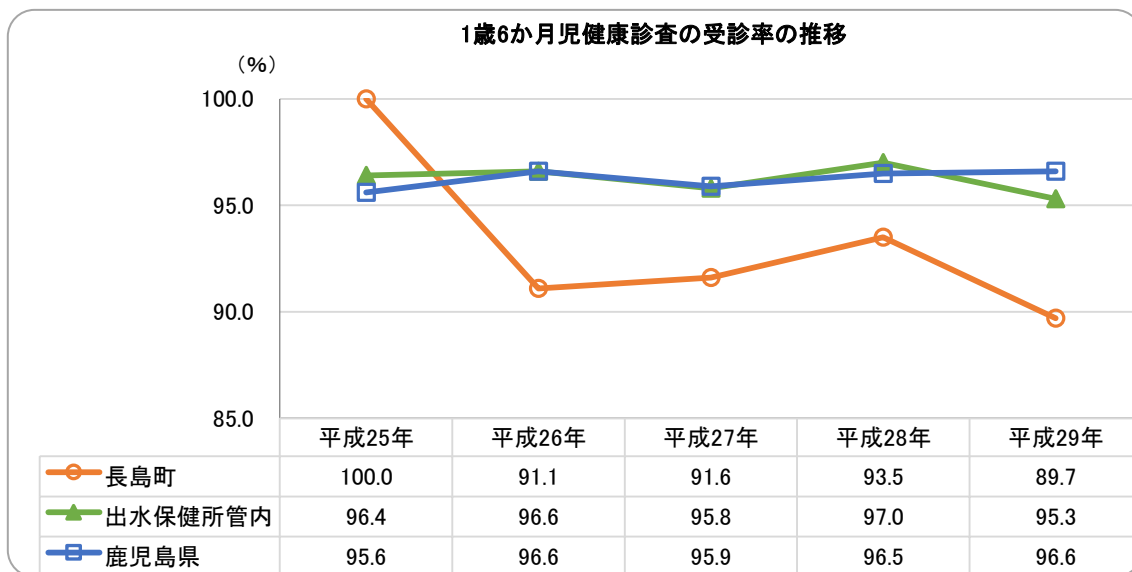
乳児（3～4か月児）健康診査受診率は、平成26年に減少したものの増加傾向で推移し、平成29年には出水保健所管内、鹿児島県より高くなっています。



(資料：鹿児島県の母子保健)

③ 1歳6か月児健康診査受診率

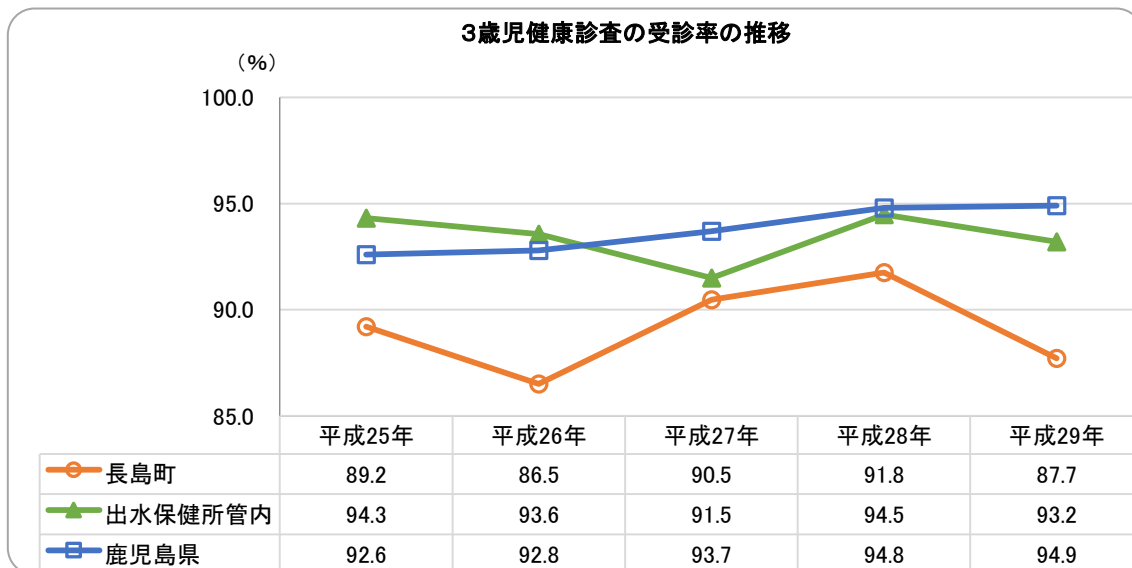
1歳6か月児健康診査受診率は、平成29年では89.7と減少傾向にあり、出水保健所管内、鹿児島県より低くなっています。



(資料：鹿児島県の母子保健)

④ 3歳児健康診査受診率

3歳児健康診査受診率は、平成29年では、87.7と減少傾向にあり、1歳6か月健康診査受診率と同様、出水保健所管内、鹿児島県より低くなっています。



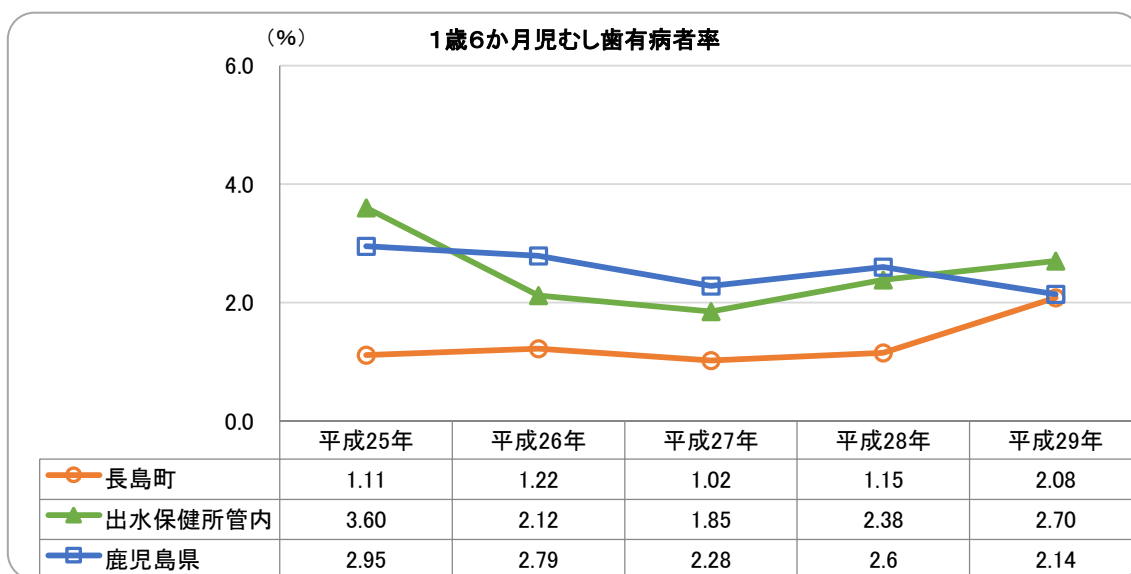
(資料：鹿児島県の母子保健)

⑤ 1歳6か月児むし歯有病者率

歯科健康診査受診率・有病者率の推移をみると、1歳6か月児の受診率は、平成29年では89.70と低く、出水保健所管内、鹿児島県より低く推移しています。

むし歯有病者率については、平成25年では1.11で、平成29年では2.08と増加傾向にありますが、出水保健所管内、鹿児島県より低くなっています

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
長島町	100.00	91.10	91.60	93.50	89.70
出水保健所管内	97.40	96.60	95.80	97.00	95.30
鹿児島県	96.10	95.60	96.20	97.10	96.40



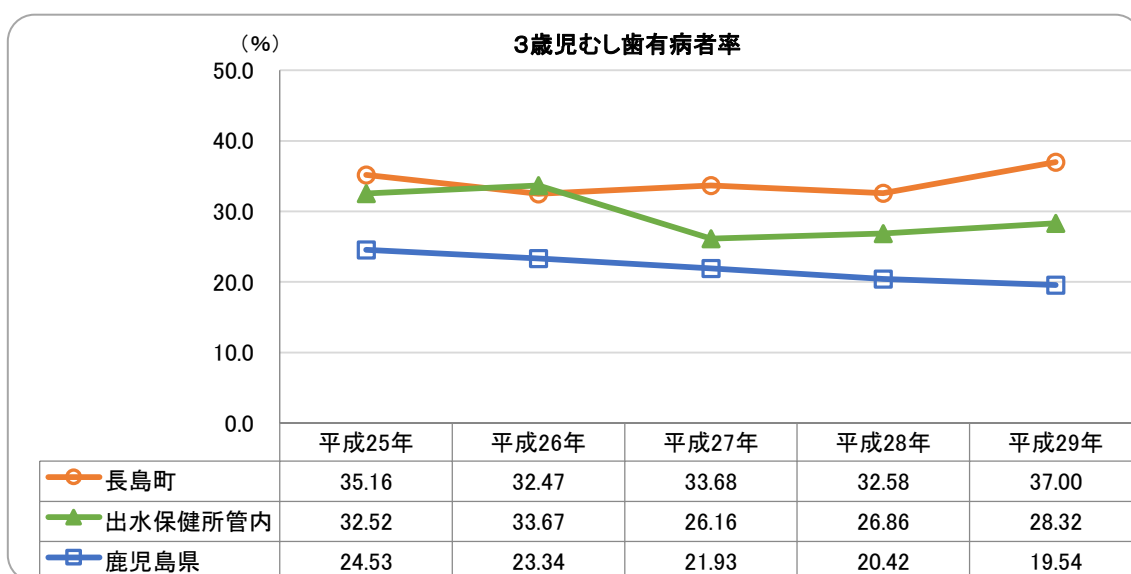
(資料：鹿児島県の母子保健)

⑥ 3歳児むし歯有病者率

歯科健康診査受診率・有病者率の推移をみると、3歳児の受診率は、平成29年では87.70と低く、出水保健所管内、鹿児島県より低く推移しています。

むし歯有病者率については、平成29年で37.00と高く、出水保健所管内、鹿児島県より高く推移しています。

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
長島町	89.20	86.50	90.50	91.80	87.70
出水保健所管内	95.10	93.60	91.50	94.50	93.20
鹿児島県	93.20	94.20	94.60	95.70	95.10



(資料：鹿児島県の母子保健)

⑦ 長島町の予防接種実施状況

予防接種実施状況は、年によって増減はありますが、平成28年度以降予防接種の接種率が高くなっています。

年次	BCG	四種混合		麻疹・風疹		日本脳炎		
		初回	追加	1期	2期	第1期初回	第1期追加	第2期
平成25年度	73.4	80.2	3.5	75.8	94.5	70.3	41.2	80.8
平成26年度	68.3	86.9	36.2	95.0	96.0	39.9	43.0	68.4
平成27年度	97.7	90.7	47.6	113.2	96.9	79.7	49.5	41.1
平成28年度	110.8	104.9	112.8	115.9	87.9	89.2	112.3	70.7
平成29年度	106.3	99.6	91.1	98.0	93.1	93.7	73.0	103.2

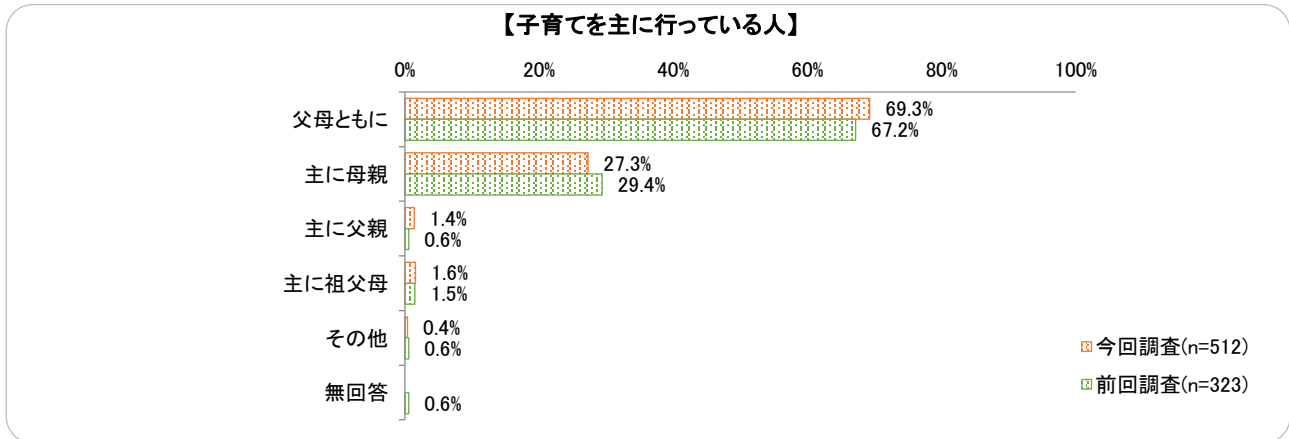
(資料：鹿児島県の母子保健)

※対象者数は当該年度に新たに標準的接種期間に達した人数であることに對し、接種者数は当該年度に定期予防接種を実施した人数であるため、接種は100%を超える場合があります。

2 子ども子育て支援事業二一ズ調査結果概要

(1) 子育てを主に行っている人について

子育て（教育を含む）を主に行っている方については、「父母ともに」（69.3%）、「主に母親」（27.3%）、「主に祖父母」（1.6%）の順となっています。

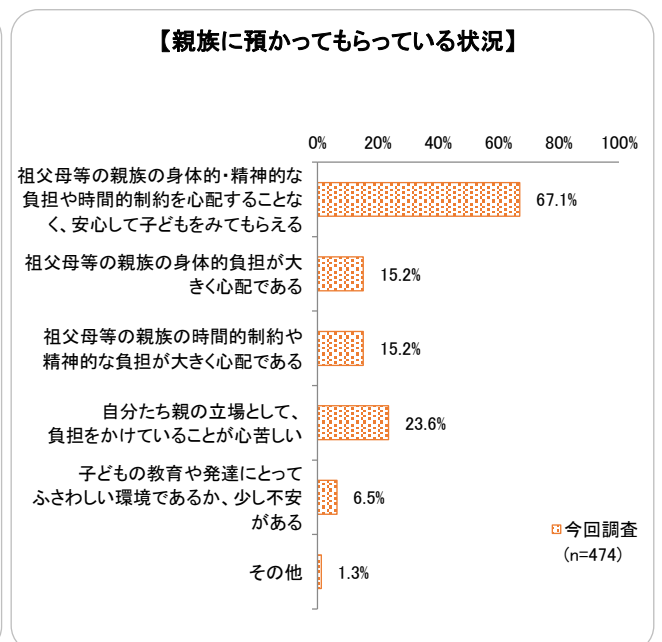
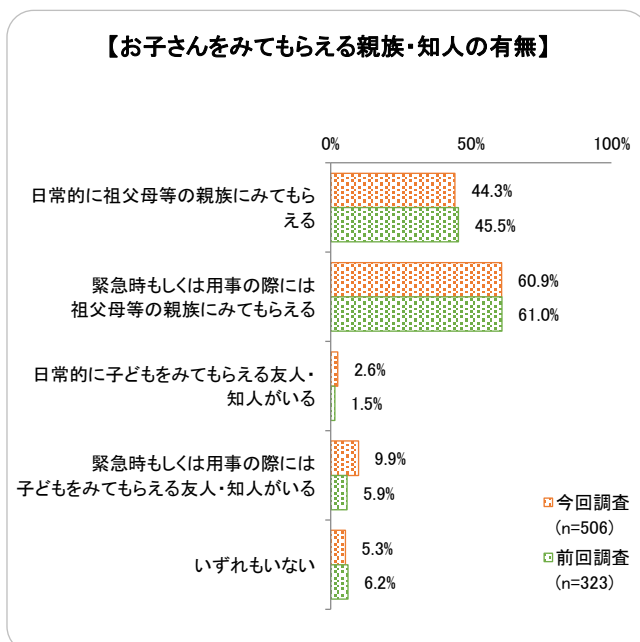


(2) 子どもの育ちをめぐる環境について

子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」と祖父母等に子どもを安心してみてもらえるという回答が、前回調査と同様大きく占めています。

日常的に子どもをみてもらえる家庭は3割以上、子どもをみてもらえない家庭は1割以下となっています。

一方、祖父母等の親族に預かってもらっている状況については、「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」（67.1%）、「祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」「祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」（15.2%）の順となっています。

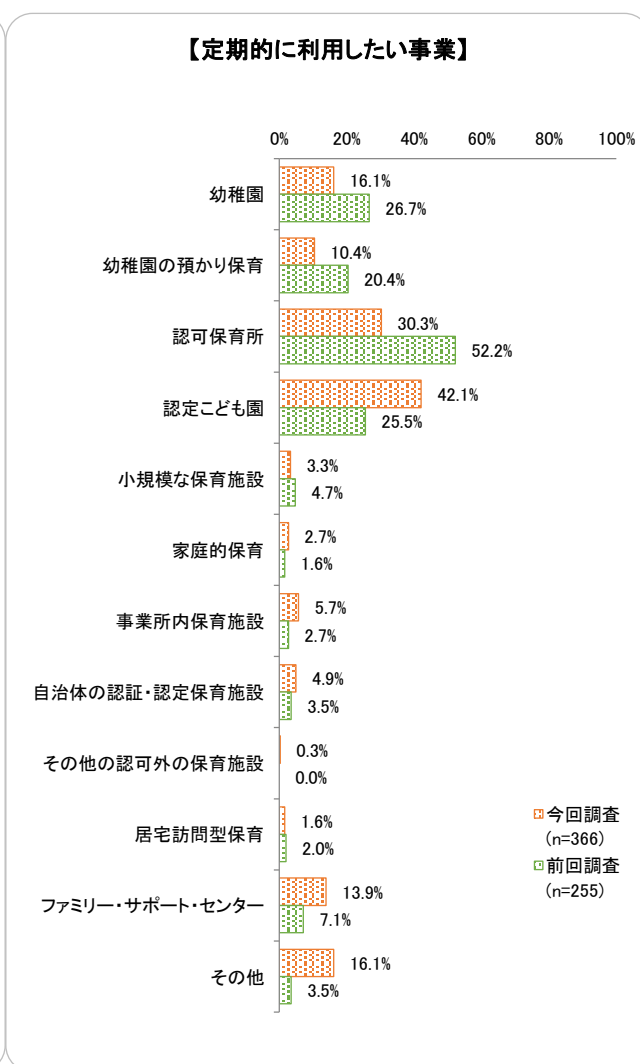
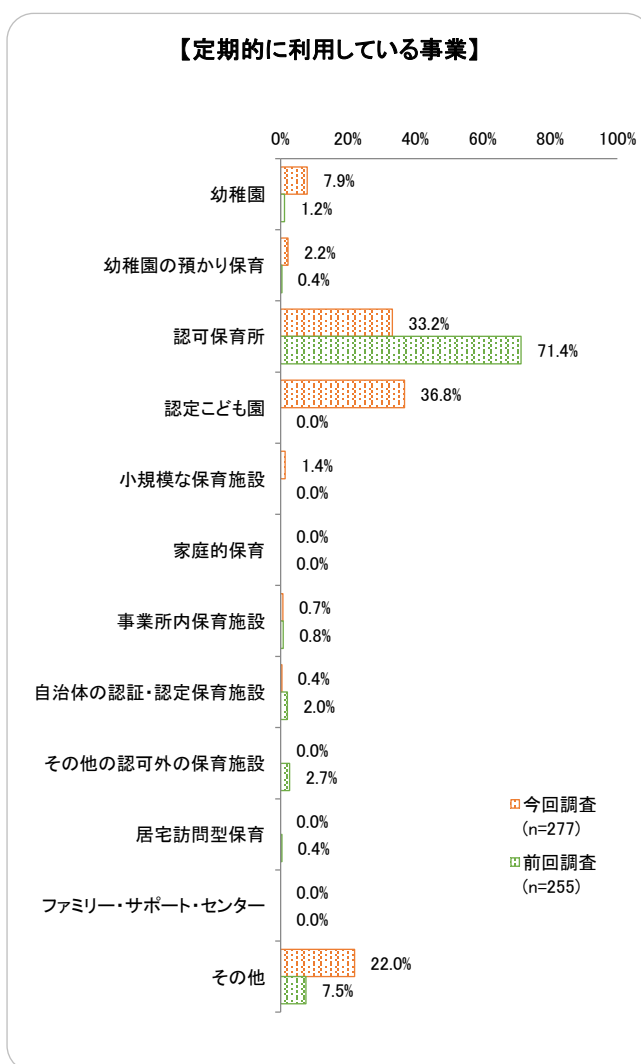
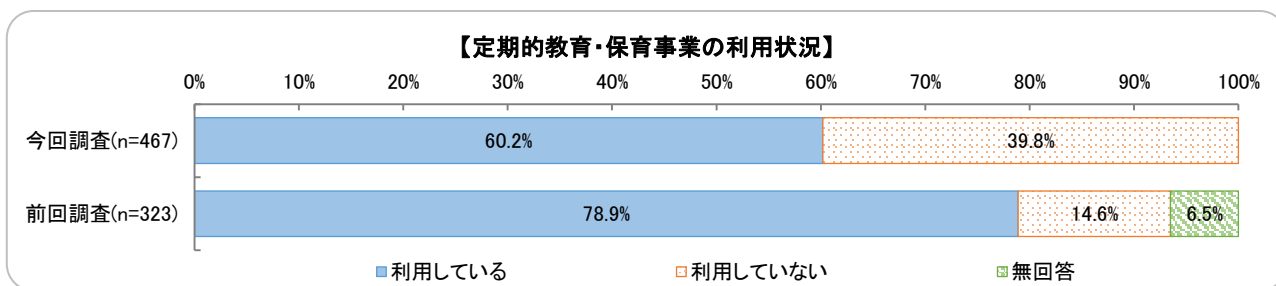


(3) 教育・保育事業の利用状況について

幼稚園や保育所などの定期的な教育・保育の利用状況については、「利用している」が6割となり、「認定こども園」(36.8%)、「認可保育園」(33.2%)、「幼稚園」(7.9%)の順となっています。前回調査と比較すると、認定こども園が開設されたことにより、認可保育所が30ポイント以上減少しています。

現在の利用の有無にかかわらず、子どもの平日の教育・保育の事業として「定期的に」利用したいと考える事業については、「認定こども園」(42.1%)、「認可保育所」(30.3%)、「幼稚園」(16.1%)の順となっています。

定期的に利用している事業、定期的に利用したい事業ともに「認定こども園」が多くなっています。



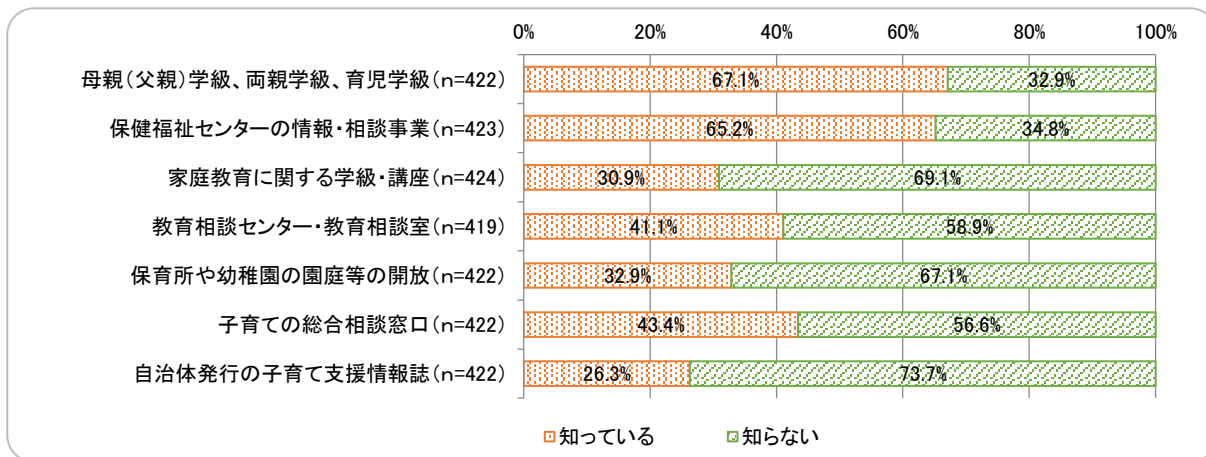
(4) 地域の子育て支援事業の認知度・充実度

子育て支援事業の認知度については、「母親（父親）学級、両親学級、育児学級」（67.1%）、「保健福祉センターの情報・相談事業」（65.2%）の順となっています。

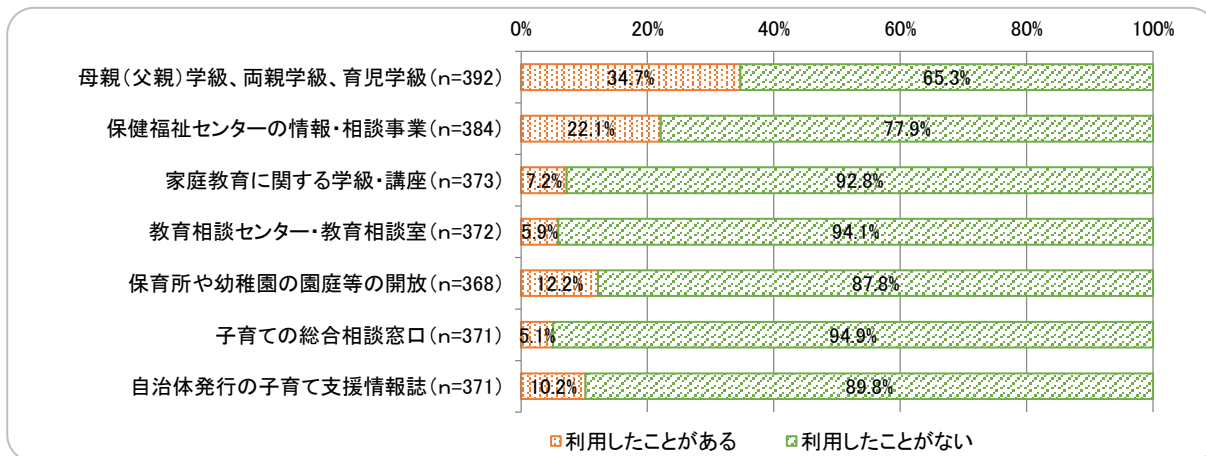
利用歴については、「母親（父親）学級、両親学級、育児学級」（34.7%）、「保健福祉センターの情報・相談事業」（22.1%）の順となっています。

利用意向については、「自治体発行の子育て支援情報誌」（44.0%）、「子育ての総合相談窓口」（40.3%）の順となっています。

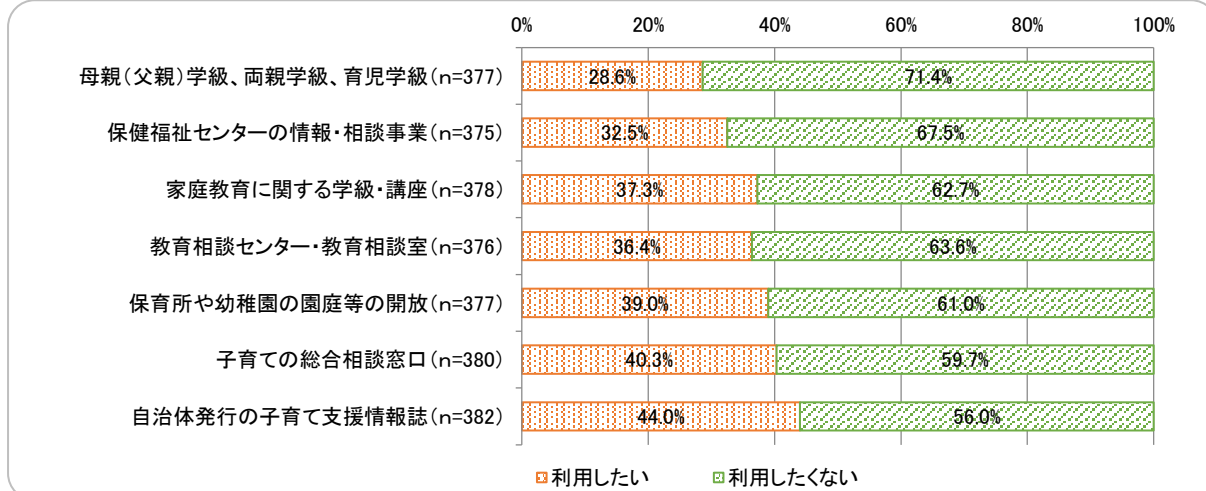
【認知度】



【利用歴】



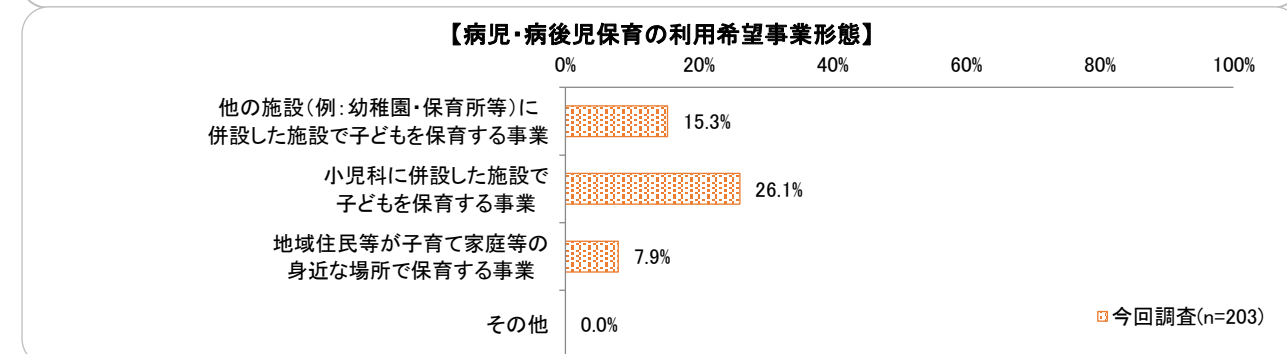
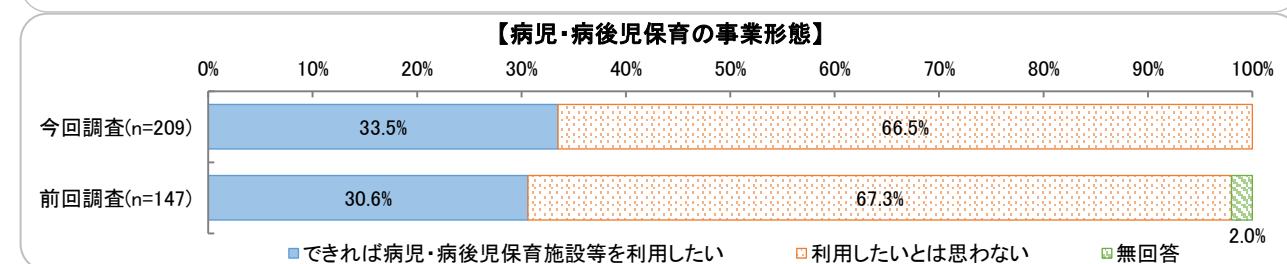
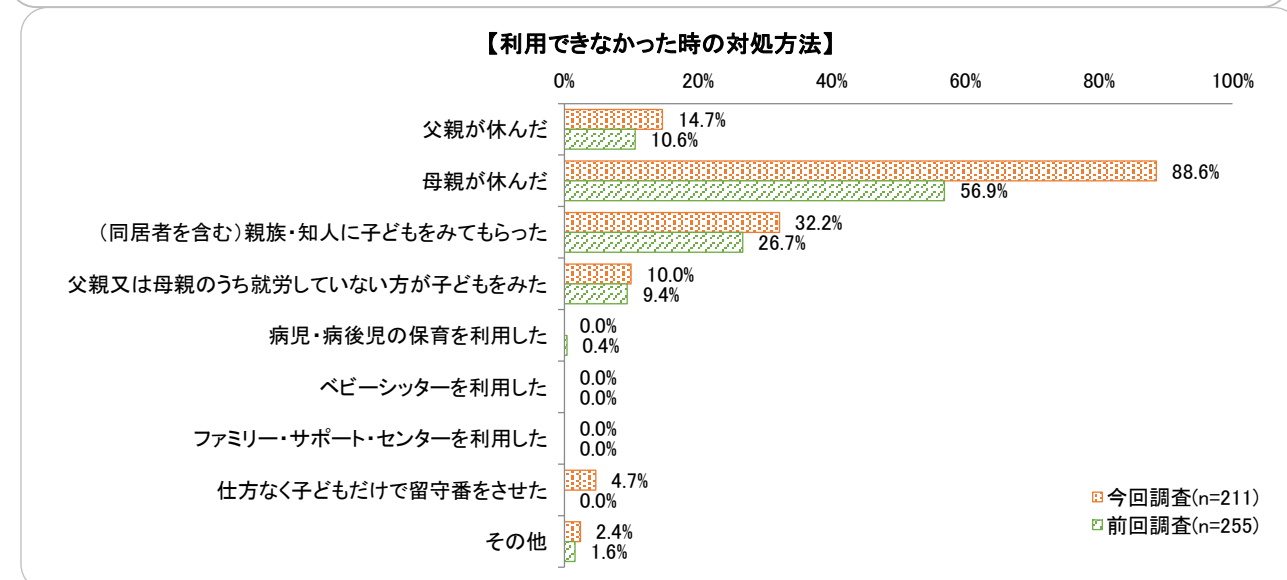
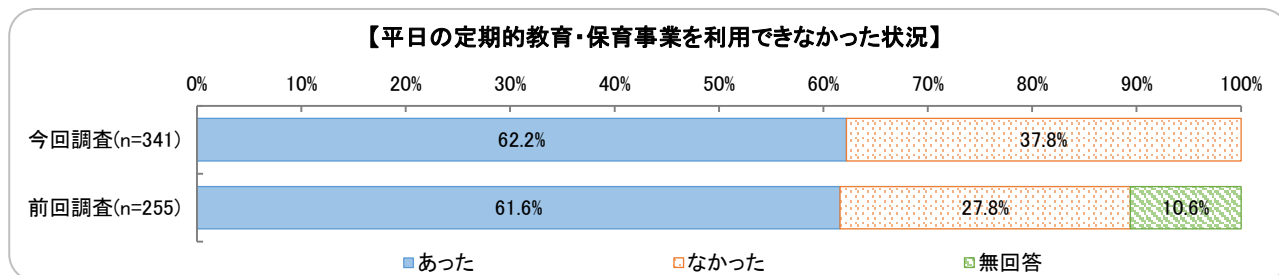
【利用意向】



(5) 病気の際の対応

この1年間に子どもの病気やケガで平日の定期的教育・保育事業を利用できなかった人は、6割強となっています。その際に行った対処方法は、「母親が休んだ」(88.6%)、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」(32.2%)、「父親が休んだ」(14.7%)の順となっています。前回調査と比較すると「母親が休んだ」が30ポイント以上上回っています。

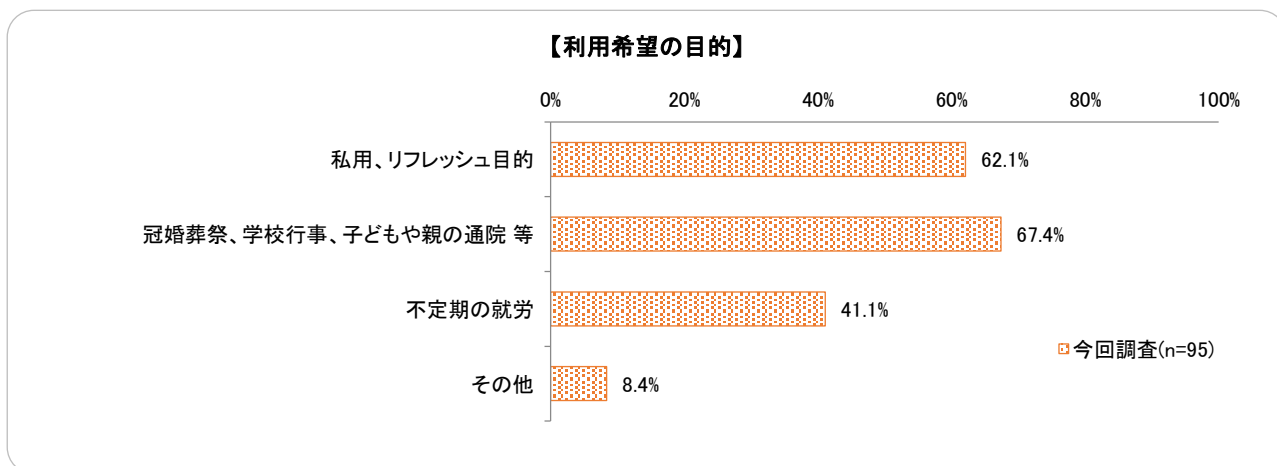
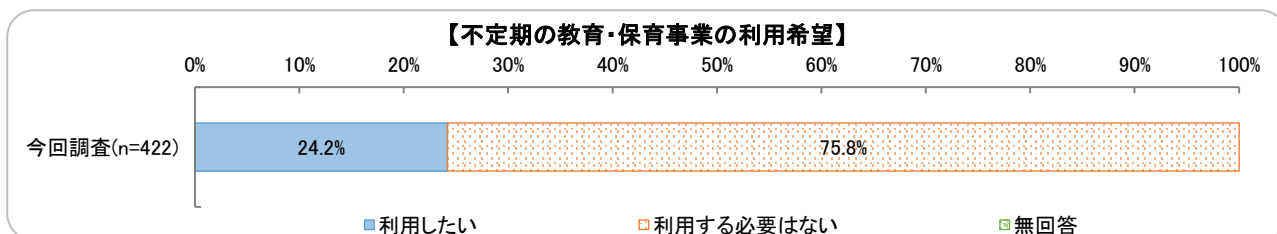
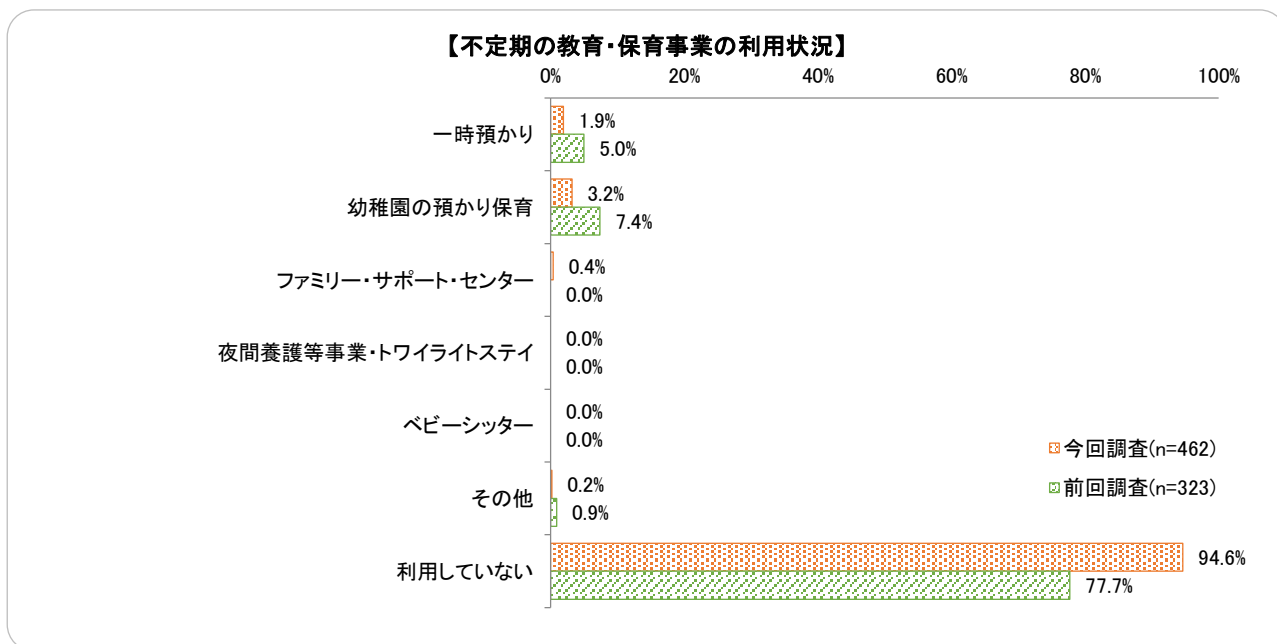
父親、母親が休んで対処した人の病児・病後児保育施設等の利用希望は3割強となっています。病児・病後児保育の事業形態は、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」への利用希望が3割弱となっています。



(6) 不定期の教育・保育事業や一時預かり等の利用

私用、親の通院、不定期の就労などの目的で不定期の教育・保育事業の利用状況については、未就学児で「幼稚園の預かり保育」(3.2%)、「一時預かり」(1.9%)等で1割以下とごく少数となっており、9割以上が「利用していない」としています。

しかしながら、利用希望については、「利用したい」が2割強となっており、現状に比べ利用希望が高い傾向にあります。利用目的としては、「冠婚葬祭、学校行事、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の通院など」「私用、リフレッシュ目的」が多くなっています。



(7) 放課後の過ごし方

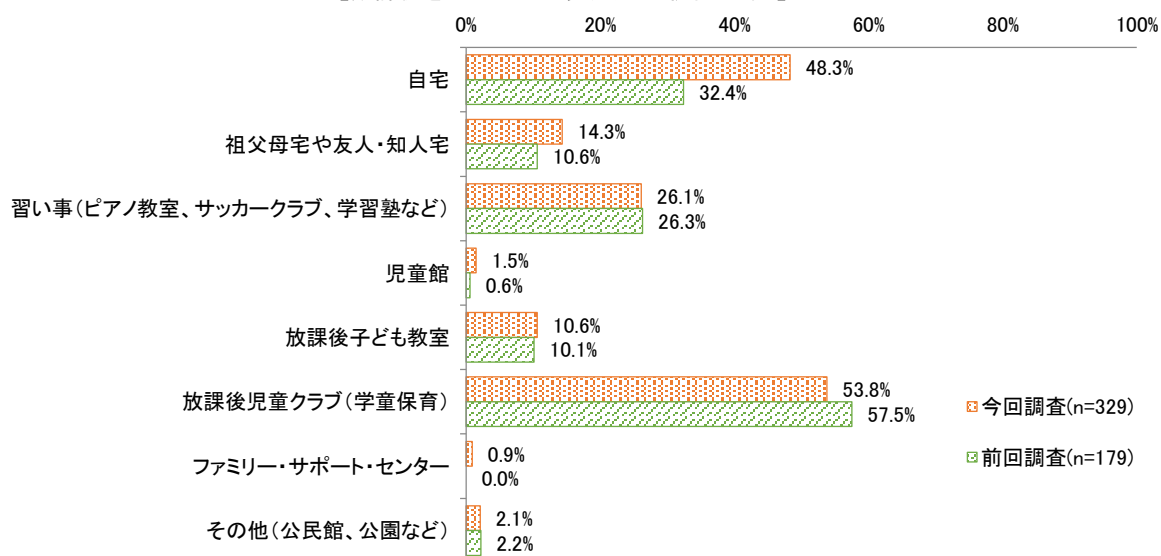
小学校低学年の放課後（平日の小学校終了後）の活動では、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」（53.8%）、「自宅」（48.3%）、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（26.1%）の順となっています。

前回調査と比較すると「自宅」が15ポイント以上上回っています。

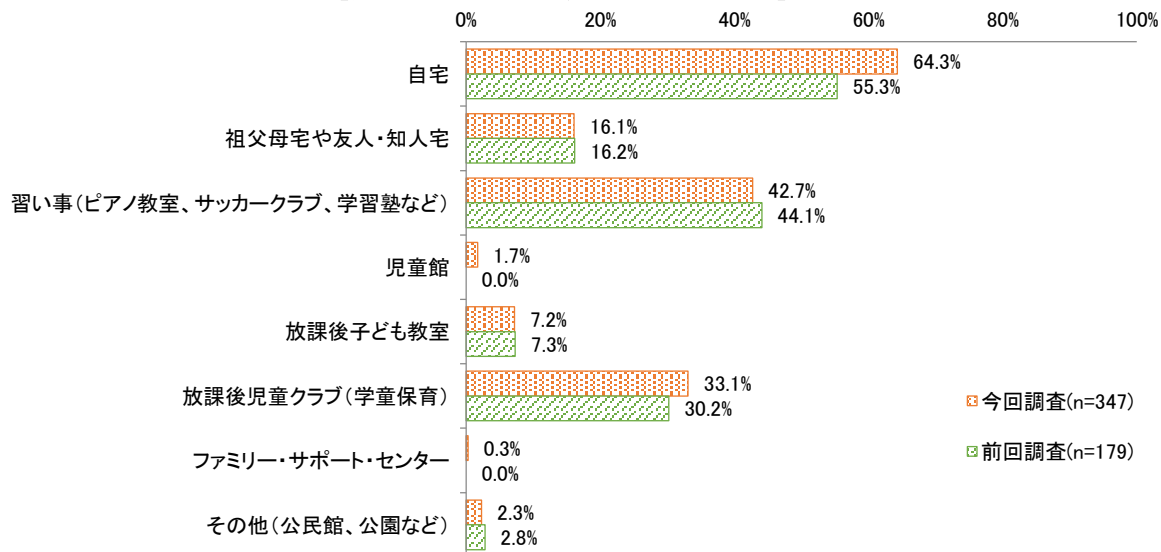
小学校高学年の放課後（平日の小学校終了後）の活動では、「自宅」（64.3%）、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（42.7%）、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」（33.1%）となっています。

前回調査と比較すると、「自宅」が9ポイント上回っています。

【放課後を過ごせたい場所(小学校低学年)】



【放課後を過ごせたい場所(小学校高学年)】



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子ども・子育て支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本とし、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこととしています。

本町においては、長島町の優れた特性である恵まれた自然などの社会資源を有効に活用するとともに、産業・文化を大きく躍動させることにより、うるおいに満ちたまちづくりを進めています。

今後においても、結婚や出産、仕事に楽しみや希望を感じながら安心して生活ができる地域社会を築いていくとともに、生まれてくる子どもたちが家庭や地域に心から祝福され、すべての人が子育てを通じて喜びに満ちた生活を送ることができるまちをめざし、本計画における基本理念を引き続き、次のとおりとします。

夢と活力があり安心して子育て・子育てができるまち

2 計画の基本目標

基本目標① 地域における子育ての支援

子育てをしているすべての人が安心して子育てができるような様々な子育て支援サービスの充実に努めるとともに保育サービス利用者の生活実態及び意向等を踏まえたサービス提供体制の整備の促進を図ります。

基本目標② 子どもの心身の健やかな成長に向けた支援

次代を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ育つために、また妊娠・出産及び乳幼児から学齢児までの子どもの成長を支援します。また支援を必要とする子どもへの対応など協力体制の強化を図ります。

基本目標③ 教育・保育の一体的な提供の推進

教育・保育の連携のとれた支援、また質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供のため認定こども園の推進を図ります。

3 取り組むべき施策目標

施策目標① 質の高い教育・保育の総合的な提供

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ、調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取り組みます。

施策目標② 子どもの健やかな成長に向けた支援

親が安心して子どもを生み、また全ての子どもの健やかな成長の実現に向けて、生き生きと育つ地域づくりのため、安全かつ快適な妊娠・出産・育児の推進や子育て不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化します。

施策目標③ 地域における子育て支援の充実

子どもの幸せを第一に考えて、全ての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守れる様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

施策目標④ 職業生活と家庭生活の両立

仕事と子育ての両立支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方や就労体系を見直し、男女がお互いに協力しあいながら子育てを行える働きやすい環境づくりに努めます。

施策目標⑤ 子どもの権利を尊重する社会（児童虐待防止対策の充実）

子どもの権利が尊重される社会づくりのため、子ども子育てに携わる人はもちろんのこと、すべての町民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動に取り組みます。

一人一人の子どもが、安心して、心身ともに健やかに成長できるよう、児童の権利擁護、児童相談所等の専門機関との連携を図り、児童虐待防止対策の強化に努めます。

施策目標⑥ 子どもと子育てにやさしい地域環境の整備

核家族化や都市化の進行に伴い、隣近所との関わりは以前より薄まり、また犯罪の増加、凶悪化など、子どもを取り巻く環境は悪化し、子どもの安全は脅かされています。

子どもと子育てを行う保護者が、安全かつ安心して快適な生活を送れるよう、快適な居住空間や安心してのびのびと活動ができるまちを整備します。

施策目標⑦ 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育・保育の機会均等を図ることが重要です。

すべての子どもたちが夢と希望を持って成長し続けられる社会の実現を目指し、教育・保育や日常生活の支援、さらには保護者の就労支援や経済的支援など、子どもの貧困対策の総合的な推進に努めます。

第4章 子ども・子育て施策の展開

施策目標1 質の高い教育・保育の総合的な提供

全ての子どもに確かな学力、健やかな身体、豊かな心を育成し、未来の担い手である子どもの「生きる力」を伸ばすことができるよう、教育環境の整備などに努め、子どもの教育の充実、家庭教育への支援などの取組を推進します。さらに、幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援の質の向上を図るとともに、小学校教育への円滑な接続を推進します。

- ① 健やかな身体の育成
- ② 特色のある教育環境づくり
- ③ 保育士や幼稚園教諭の確保及び資質向上
- ④ 子ども・子育て会議の継続実施

施策目標2 子どもの健やかな成長に向けた支援

子どもを安全に安心して生み育てられるよう、妊娠、出産からの子育てを通じた支援を行うため、母子の健康保持・増進、出産・育児の不安軽減を図る訪問・相談や情報提供、子どもへの医療対策の充実に向けた取組などを進めます。

また、障がいのある子どもや配慮を要する子どもへの支援の充実や専門的な支援を行う療育体制の拡充、生きていく上での基本である食育などを推進します。

- ① 思春期対策
- ② 母子の健康の確保
- ③ 小児医療体制の充実
- ④ 食育の推進
- ⑤ 相談事業・情報提供

施策目標3 地域における子育て支援の充実

全ての家庭が安心して子育てができるよう、身近な地域における子ども・子育て支援として、育児の悩みや不安を抱える保護者が孤立しないよう相談、支援体制などを拡充するとともに、これらの支援を行う機関や地域、保育所・幼稚園・認定こども園、学校、事業者との協力・連携を強化し、社会全体で子育て家庭を支援する環境づくりを進めます。

さらに、これらの情報を全ての子育て家庭に伝えることができるように、情報提供の充実を図るとともに、子育てをする親同士の交流の場を提供し、仲間づくりや社会参加の促進などを図ります。

- ①多様な保育サービスの充実
- ②地域のネットワークづくり
- ③異世代交流の推進
- ④訪問事業の充実
- ⑤相談事業の充実(地域子育て支援拠点事業)
- ⑥情報提供の充実

施策目標4 職業生活と家庭生活の両立

共働き家庭の増加やひとり親家庭などによる保育ニーズに対応し、子育てと仕事の両立を支援するため、就労形態の多様化に対応できるよう、保護者の選択に基づき、必要な保育を受けられるよう環境整備を推進するとともに、延長保育や一時預かりなどの多様で弾力的な保育サービスの充実を図ります。

また、男女がともに子育てに参加し、喜びと責任を分かちあえる環境づくりを推進できるよう、働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、啓発活動などの取組が必要です。

- ①多様な保育サービスの充実【再掲】
- ②ワーク・ライフ・バランスの推進
- ③放課後の子どもの居場所の整備

施策目標5 子どもの権利を尊重する社会（児童虐待防止対策の充実）

子どもの権利が尊重される社会づくりのため、子ども子育てに携わる人はもちろんのこと、すべての町民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動に取り組みます。

一人一人の子どもが、安心して、心身ともに健やかに成長できるよう、児童相談所等の専門機関との連携を図り、児童虐待防止対策の強化に努めます。

- ①相談体制の充実
- ②児童虐待の発生予防・早期発見
- ③児童虐待発生時の迅速・的確な対応

施策目標6 子どもと子育てにやさしい地域環境の整備

安心して外出できるよう道路や公園などにおけるバリアフリー化などの生活環境の整備や、交通事故・犯罪などの被害から守るための安全対策を推進します。

- ①交通事故防止対策の推進
- ②ユニバーサルデザインのまちづくり
- ③犯罪防止対策の推進
- ④良好な居住空間の創出・確保

施策目標7 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育・保育の機会均等を図ることが重要です。

すべての子どもたちが夢と希望を持って成長し続けられる社会の実現を目指し、教育・保育や日常生活の支援、さらには保護者の就労支援や経済的支援など、子どもの貧困対策の総合的な推進に努めます。

- ①経済的支援はもとより、生活支援や就労支援、ひとり親世帯への相談支援の強化
- ②地域での学習支援や子ども食堂の充実
- ③関係機関等との連携強化

長島町次世代育成支援対策地域行動計画から継続する施策及び事業の一覧

本計画は「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせているため、特に以下の事業について重点的に発展・継続します。

1 地域における子育ての支援	
事業名	掲載頁
一時預かり事業	
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	
地域子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）	
2 保育サービスの充実	
事業名	掲載頁
時間外保育事業（延長保育事業）	
3 母性並びに乳児及び乳幼児等の健康の確保及び増進	
事業名	掲載頁
妊婦健康診査	
乳児家庭全戸訪問事業	
4 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	
事業名	掲載頁
養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業	
5 子育てにかかる費用への支援	
事業名	事業概要
実費徴収にかかる補足給付を行う事業	教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行います。

第5章 事業計画（子ども・子育て支援事業計画）

1 子ども・子育て支援新制度概要及び前提条件について

子ども・子育て支援新制度では、以下の子ども・子育てに係るサービス・事業を提供することとしています。

◆ 子育て支援の給付と事業の全体像



※子ども・子育て支援新制度：平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」など子ども・子育て関連3法に基づく制度。平成27年4月より本格施行。

子ども・子育て支援新制度において、保護者が子どものための教育・保育給付（施設型給付及び地域型保育給付）を受けるには、その子どもの保育の必要性について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があります。認定区分は次の3区分です。

◆ 認定区分

	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	満3歳以上の小学校就学前の子ども		満3歳未満の小学校就学前の子ども
対象条件	2号認定の子ども以外	保護者の就労または疾病その他の内閣府令で定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	

国の指針に基づき、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で、令和2年度からの5年間における「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容、実施時期などを盛り込むこととなっています。本町では、平成30年度に実施したニーズ調査をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを総合的に判断し、量の見込みを設定しました。

◆ 量の見込みの算出手順

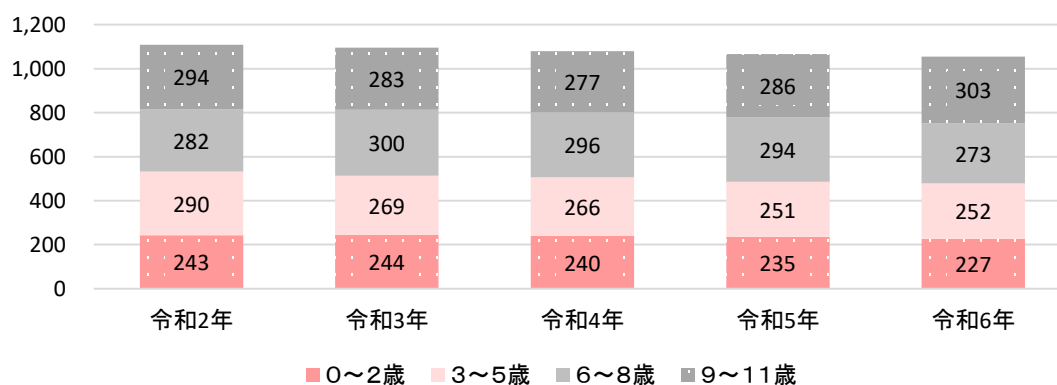


国の算出手引きに基づき、量の見込み及び確保の内容の算定の基礎となる令和2～6年度までの人口推計は、平成26～30年の住民基本台帳をもとに、コーホート変化率法により算出しました。

※コーホート変化率法とは、ある一定期間における人口の変化率に着目し、その間の人口変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法である。

◆ 年齢区分別児童人口推計

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	78	78	76	73	70
1歳	84	82	82	80	77
2歳	81	84	82	82	80
3歳	97	81	84	82	82
4歳	88	98	82	85	83
5歳	105	90	100	84	87
6歳	101	104	89	99	83
7歳	94	102	105	90	100
8歳	87	94	102	105	90
9歳	94	88	95	103	106
10歳	102	95	89	96	104
11歳	98	100	93	87	93
合計	1,109	1,096	1,079	1,066	1,055



2 教育・保育の提供区域の設定

本町では、教育・保育の区域は、区域内の量の見込み、量の調整に柔軟に対応できることや、利用者の細やかなニーズ（勤務状況に合わせた保育所利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できること、特色のある教育・保育を利用者が選べるなどのメリットから、町全域（1区域）で教育・保育の量の見込みを定めていきます。

長島町における教育・保育の提供区域：1区域

3 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設および地域型保育事業による確保の内容および実施時期（確保方策）」を設定します。

教育・保育の量の見込みは、令和6年度時点で1号認定（幼稚園・認定こども園）が46人、2号認定（保育所・認定こども園）が197人、3号認定（保育所・認定こども園）が160人、合計403人の利用が見込まれます。

教育・保育の量の見込み

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定（幼稚園・認定こども園）（a）		53	48	48	46	46
【3～5歳】	1号認定	38	35	35	33	33
	2号認定（教育ニーズ）	15	13	13	13	13
2号認定（保育所・認定こども園等）（b）		226	210	207	196	197
【3～5歳】	保育ニーズ	226	210	207	196	197
3号認定（保育所・認定こども園等）（c）		171	171	169	165	160
【0～2歳】	0歳児	41	41	40	38	37
	1-2歳児	130	130	129	127	123
2号認定（保育ニーズ）+3号認定		397	381	376	361	357
合計(a+b+c)		450	429	424	407	403

(1) 1号認定（3～5歳（2号認定(教育ニーズ)を含む)の確保方策

1号認定は、幼稚園及び認定こども園にて対応します。

令和6年度の確保方策は140人で、計画期間中の量の見込みの46人の確保は可能です。

1号認定（幼稚園・認定こども園）量の見込み・確保方策

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	53	48	48	46	46
②確保方策(利用定員数)	140	140	140	140	140
	認定こども園	35	35	35	35
	幼稚園	105	105	105	105
②-①過不足	87	92	92	94	94

(2) 2号認定（認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所）の確保方策

2号認定は、「認可保育所」，「認定こども園」，「地域型保育事業」で対応します。

令和6年度の確保方策は206人で，計画期間中の量の見込みの197人の確保は可能です。なお，令和4年度までは確保不足が生じますが，弾力化運用等により，量の見込みの確保は可能です。

2号認定（保育ニーズ）量の見込み・確保方策

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	226	210	207	196	197
②確保方策(利用定員数)	216	206	206	206	206
認定こども園	83	83	83	83	83
認可保育所	127	117	117	117	117
地域型保育事業	6	6	6	6	6
②-①過不足	-10	-4	-1	10	9

(3) 3号認定（認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所）の確保方策

3号認定は、「認可保育所」，「認定こども園」，「地域型保育事業所」で対応します。

0歳においては，令和6年度の確保方策は44人で，計画期間中の量の見込みの37人の確保は可能です。

1～2歳においては，令和6年度まで過不足が生じますが，弾力化運用等により，量の見込みの確保は可能です。

3号認定（0歳児・1-2歳児）量の見込み・確保方策

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	41	130	41	130	40	129	38	127	37	123
②確保方策(利用定員数)	39	112	44	107	44	107	44	107	44	107
認定こども園	15	52	15	52	15	52	15	52	15	52
認可保育所	22	56	27	51	27	51	27	51	27	51
地域型保育事業	2	4	2	4	2	4	2	4	2	4
②-①過不足	-2	-18	3	-23	4	-22	6	-20	7	-16

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

3つの事業類型

基本型

○「基本型」は、「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成している。

【利用者支援】
地域子育て支援拠点等の身近な場所で、

- 子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握
- 子育て支援に関する情報の収集・提供
- 子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援

→当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

【地域連携】

- より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり
- 地域に展開する子育て支援資源の育成
- 地域で必要な社会資源の開発等

→地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置
※子ども・子育て支援に関する事業（地域子育て支援拠点事業など）の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

母子保健型

○主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠前から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う

《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置

特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

○主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置
※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

【確保の方針】

現在、本町では実施していませんが、今後、事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

【基本型・特定型】	実績 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（箇所）	-	-	-	-	-	-
確保方策（箇所）	-	-	-	-	-	-

【母子保健型】	実績 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（箇所）	-	-	-	-	-	-
確保方策（箇所）	-	-	-	-	-	-

(2) 延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【確保の方針】

現在、本町では4箇所において実施しており、今後も同様の実施に努めます。
 計画最終年の令和6年度では、24人の利用が見込まれ、全ての方への対応は可能です。
 就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、通常保育を延長した保育に努めます。

	実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	22	27	26	25	24	24
確保方策(人)	22	27	26	25	24	24
施設数(箇所)	4	4	4	4	4	4

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。



【確保の方針】

現在、本町では実施していませんが、今後、事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

1 新規参入施設等への巡回支援

目的	「特機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、新制度において住民ニーズに沿った多様な保育の提供を進める際に、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者への支援を行い、地域ニーズに即した保育等の事業の拡大を図ります。
事業内容	新規参入事業者に対し、当該施設等における事業の推進状況等に応じて、市町村の支援チームにより、次の①～③のいずれか1つ又は複数の事業を実施するものとします。 ①事業開始前における事業運営や事業実施に関する相談・助言、各種手続きに関する支援等を行う事業 ②事業開始後、事業運営が軌道に乗るまでの当面の間、保護者や地域住民との関係構築や、利用児童への対応等に関する実地支援、相談・助言等を行う事業 ③小規模保育事業の連携施設のおっせんなど、事業実施に当たっての連携先の紹介等を行う事業 ④小規模保育事業の連携施設に係る経過措置として、支援チーム自らが連携施設に代わる巡回支援等を行う事業 ⑤その他、新規参入事業者が円滑に事業を実施できるよう、市町村が適当と認めた事業
支援対象	保育所、小規模保育事業、認定こども園を始め、一時預かりや地域子育て支援拠点事業などの子育て支援事業に新規に参入する事業者であって、市町村において支援が必要と認められた事業者

2 認定こども園特別支援教育・保育経費

目的	多様な事業者による事業実施を促進するため、私学助成(特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員(幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者)の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図ります。
実施場所	私立認定こども園
対象となる子ども	次の①～③の要件を満たすと市町村が認める特別な支援が必要な子ども ①日々通園し、教育・保育における集団活動に参加することが可能であること ②特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象であること、又は健康面、発達面において特別な支援が必要であること ③下記表(対象となる施設)に掲げる認定こども園の類型に応じた子どもの支給認定の区分に該当する者であること
補助要件	当該認定こども園において、2人以上の障害児(私学助成(特別支援教育経費)または障害児保育事業の対象となる子どもを含む)を受け入れていること

【確保の方針】

現在、本町では実施していませんが、今後、事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

(5) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■設備および運営に関する基準	
児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの質を確保する観点から、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなりました。	
《省令で定める主な基準》※1 国員のみの放課後児童健全育成事業は対象外です。	
支援の目的	支援は、留守家庭の児童が、家庭や地域等との連携の下で、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行うこととします。
設備	専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）等を設置することとし、面積は児童1人につきおおむね1.65㎡以上とします。
職員	放課後児童支援員*を支援の単位ごとに2人以上配置することとします（うち1人を除き、補助員の代替が可能です）。
児童の集団の規模	一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下とします。
開所時間	①土、日、長期休業期間等（小学校授業の休業日）は、原則1日につき8時間以上とします。 ②平日（小学校授業の休業日以外の日）は、原則1日につき3時間以上とします。 上記に基づき、その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定めることとします。
開所日数	原則1年につき250日以上とし、その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定めることとします。
その他	非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の防止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応などについても定めることとします。
*放課後児童支援員とは、保護者、社会福祉士等であり、児童が安心して遊び学ぶ環境を創出したります。 なお、平成12年12月31日までの間は、家庭訪問員が担任を行う事業を除く児童を指します。	

【確保の方針】

現在、本町では6箇所において実施しています。学校の整備に合わせて敷地内に新たに整備するよう努めます。なお、計画最終年の令和6年度では、207人の利用が見込まれています。

国の「新・放課後子ども総合プラン」に沿って、放課後子ども教室と放課後児童クラブの関係者が情報共有を図るなど連携して放課後子ども対策に取り組みます。

	実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (人)		203	209	215	212	207
	1年生	52	73	75	74	72
	2年生	52	45	46	46	45
	3年生	41	36	37	36	36
	4年生	30	22	23	22	22
	5年生	21	19	20	19	19
6年生	7	14	14	14	14	
確保方策(人)	180	185	185	185	185	185
施設数(箇所)	6	6	6	6	6	6

(6) 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）です。

短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業です。

夜間養護等(トワイライトステイ)事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業です。

【確保の方針】

現在、本町では実施していませんが、今後、事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

【ショートステイ】	実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	-	-	-	-	-	-
確保方策(人日)	-	-	-	-	-	-
確保方策(箇所)	-	-	-	-	-	-

【トワイライトステイ】	実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	-	-	-	-	-	-
確保方策(人日)	-	-	-	-	-	-
確保方策(箇所)	-	-	-	-	-	-

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4箇月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境の把握を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供に結びつけることを目的とした事業です。

【確保の方針】

計画最終年の令和6年度では、70人の利用が見込まれ、全ての方への対応は可能です。

乳児のいる家庭を保健師又は訪問員が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供に努めます。

	実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	67	78	78	76	73	70
確保方策(人)	67	78	78	76	73	70

(8) 養育支援訪問事業

【事業概要】

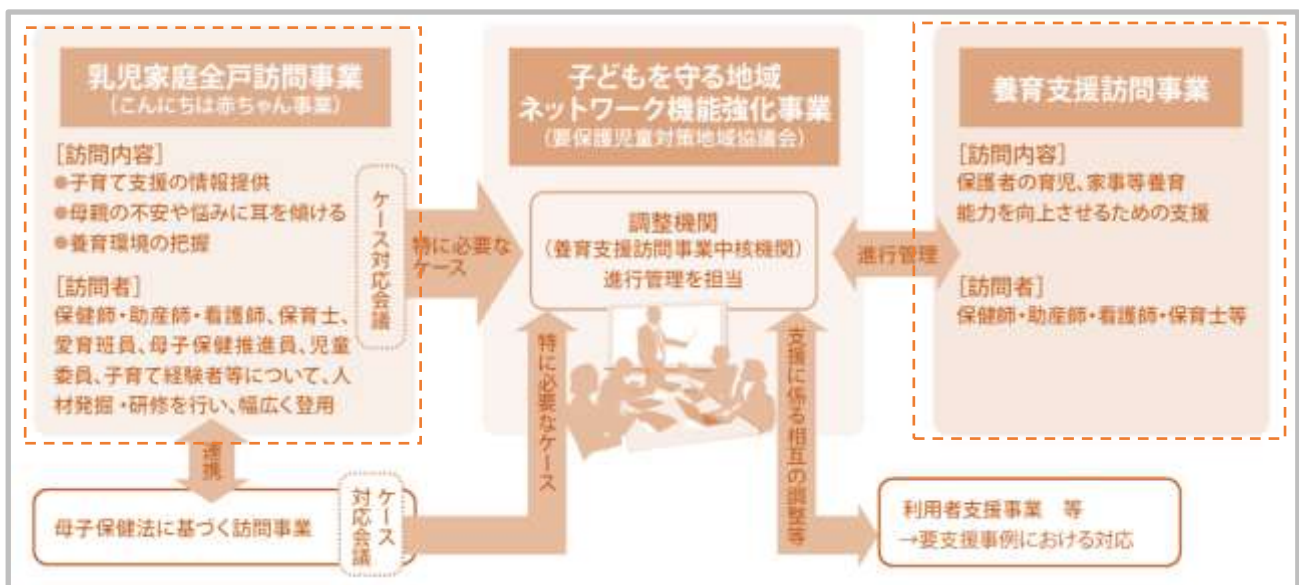
養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【確保の方針】

計画最終年の令和6年度では、23人の利用が見込まれ、全ての方への対応は可能です。

養育環境に課題がある世帯に対しては、要保護児童対策協議会と連携を図り、養育支援訪問事業の継続に努めます。

	実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	21	26	26	25	24	23
確保方策(人)	21	26	26	25	24	23

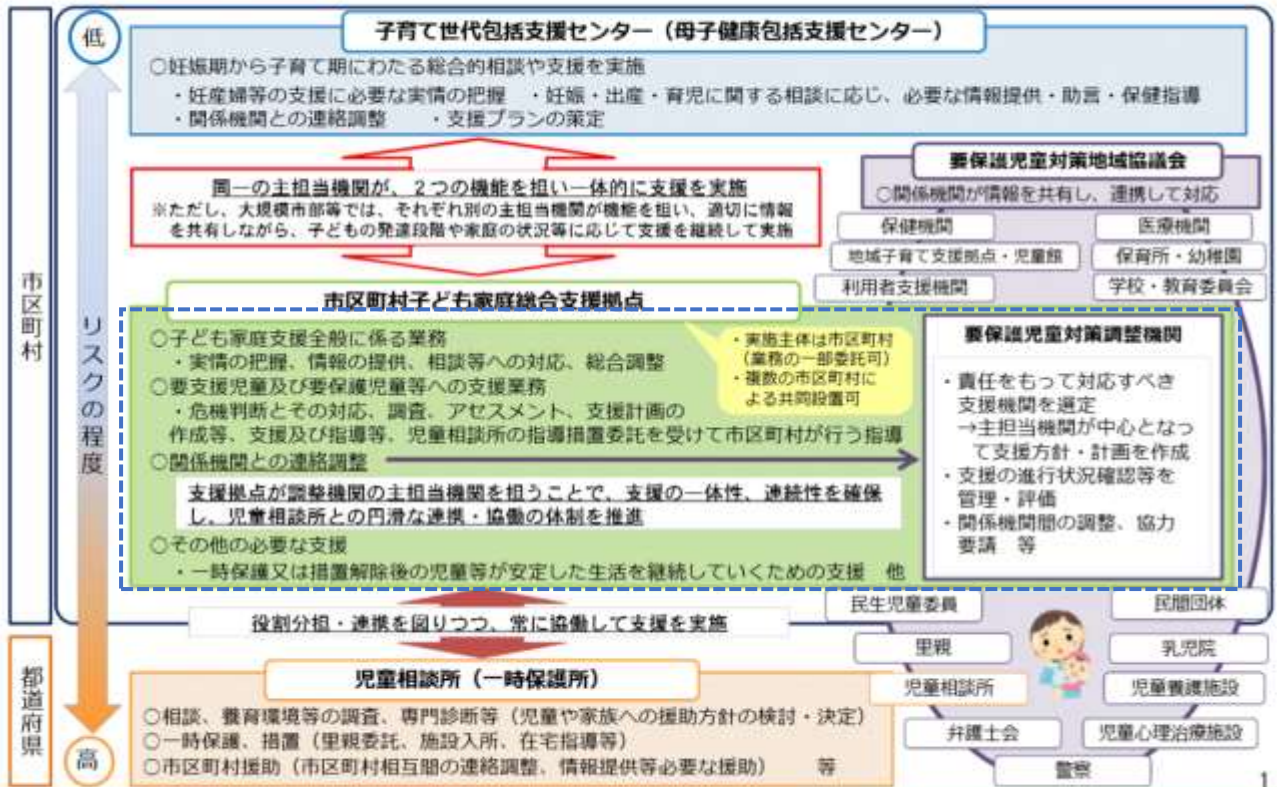


(9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業概要】

子ども家庭総合支援拠点を中心に要保護児童対策地域協議会の運営，調整機関職員の養成，関係機関との連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）



※子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に当たっては、同一機能が2つの機能を担うなどの設置方法を含め、各市区町村の母子保健及び子ども家庭相談の体制や実情に応じて検討すること。

(10) 一時預かり事業

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【確保の方針】

現在、本町では、幼稚園型を除く一時預かりは実施していませんが、幼稚園型を1箇所において実施しており、今後も同様の実施に努めます。

計画最終年の令和6年度では、幼稚園型2,556人日の利用が見込まれ、全ての方への対応は可能です。

保護者の就労や、疾病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消のため、一時的に認定こども園、幼稚園、保育所などで保育に努めます。

【幼稚園型】		実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (人日)	1号認定	2,410	2,885	2,676	2,647	2,497	2,507
	2号認定	-	56	52	51	49	49
	計	2,410	2,941	2,728	2,698	2,546	2,556
確保方策(人日)		2,410	2,941	2,728	2,698	2,546	2,556
施設数(箇所)		1	1	1	1	1	1

【幼稚園型を除く】		実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)		-	591	569	561	539	531
確保方策(人日)		-	-	-	-	-	-
施設数(箇所)		-	-	-	-	-	-

(11) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

	一般型	連携型
機能	常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村(特別区を含む) (社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可)	
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ③地域の子育て関連情報の提供	②子育て等に関する相談・援助の実施 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
実施形態	基本事業を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施	基本事業を児童福祉施設等で従事する子育て中の当事者や経験者をスタッフに交えて実施
加算の対象となる取組	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を拠点施設で一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施 ●出張ひろばの実施 常設の拠点施設を開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、親子が集う場を常設することが困難な地域に向向き、出張ひろばを開設 ●地域支援の取組の実施* <ul style="list-style-type: none"> ①地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組 ②地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組 ③地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組 ④家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の子育て力を高める取組の実施 拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(2名以上)	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(1名以上)に児童福祉施設等の職員が協力して実施
実施場所	保育所、公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室等を活用	児童福祉施設等
開設日数等	週3～4日、週5日、週6～7日/1日5時間以上	週3～4日、週5～7日/1日3時間以上

【確保の方針】

現在、本町では、一般型を1箇所において実施しており、今後も同様の実施に努めます。
計画最終年の令和6年度では、2,900人日の利用が見込まれ、全ての方への対応は可能です。
子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助に努め、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、子どもの健やかな育ちを支援します。

	実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	3,397	3,105	3,118	3,067	3,000	2,900
確保方策(人日)	3,397	3,105	3,118	3,067	3,000	2,900
施設数(箇所)	1	1	1	1	1	1

(12) 病児保育事業

【事業概要】

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

	病児対応型・病後児対応型	体調不良児対応型	非施設型(訪問型)
事業内容	地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業	保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業	地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業
対象児童	当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから(病後児の場合は、病気の回復期であり)、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳幼児又は小学校に就学している児童	事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童	病児及び病後児
実施要件	<ul style="list-style-type: none"> ●看護師等:利用児童おおむね10人につき1名以上配置 ●保育士:利用児童おおむね3人につき1名以上配置 ●病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設等 	<ul style="list-style-type: none"> ●看護師等を常時1名以上配置(預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度) ●保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所等 	<ul style="list-style-type: none"> ●預かる病児の人数は、一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者のいずれか1名に対して、1名程度とすること等

【確保の方針】

現在、本町では実施していませんが、今後、事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

	実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	-	163	157	155	148	146
確保方策(人日)	-	-	-	-	-	-
確保方策(箇所)	-	-	-	-	-	-

(13) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【事業概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【確保の方針】

現在、本町では実施していませんが、今後、事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

	実績 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日）	-	21	22	22	22	20
確保方策（人日）	-	-	-	-	-	-
確保方策（箇所）	-	-	-	-	-	-

3 国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく本町の取組について

全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、国は「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備の方向性が示されています。

本町においても、前述の放課後児童クラブの量の見込み（必要事業量）に対する確保方策を推進するほか、放課後子供教室についても、令和6年度までに既存の教室を基礎として、保護者の就労の有無に関わらない、児童の安全・安心な居場所づくりに努めます。

なお、新・放課後子ども総合プランの推進にあたっては、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施についても検討していくほか、確保方策としては、小学校の余裕教室の活用等も検討しつつ、町の教育部門と福祉部門が連携して取り組んでいきます。

背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

(1) 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

(放課後児童クラブ)

平成30年度に国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、学年ごとの量の見込みを行い、女性就業率の上昇、共働き世帯の増加に伴う学童保育のニーズに対応する体制の確保に努めます。放課後児童クラブについては、現在、町内6箇所で行っており、放課後児童クラブ未設置の小学校区においては、教育委員会とともに連携し、地域におけるニーズと、地域の動きなどを注視しながら、事業実施の必要性を判断してい

きます。

(放課後子供教室)

放課後児童クラブが未設置の小学校区について、地域の実情に合わせ、放課後子供教室の実施等や小学校区内の余裕教室等の活用を含め、児童の放課後の居場所が確保できるように努めます。

(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の2023年度に達成されるべき目標事業量

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室については、今後、保護者のニーズ、地域の動向を踏まえ事業実施の必要性を関係機関で協議し、地域の実情に応じて放課後児童クラブと放課後子供教室の連携が図れる体制の整備に努めます。

(3) 放課後子供教室の2023年度までの実施計画

事業実施の必要性を関係機関で協議し、地域の実情に応じて、放課後子供教室の実施について検討します。

(4) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

本町内には放課後子供教室の実施施設がなく、事業実施の必要性を関係機関で協議します。

(5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

放課後児童クラブ及び放課後子供教室の小学校の余裕教室の活用については、必要に応じて、関係機関と協議を行います。

(6) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

本町においては、放課後児童クラブの事業は福祉事務所、放課後子供教室の事業は教育委員会で担当しており、両事業の実施については学校との調整が不可欠であるため、教育委員会と連携し、情報共有を図り、必要に応じて協議を行います。

(7) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

必要があれば関係機関と協議のうえ、放課後活動への登録に配慮し、対象児童の様子

把握に努めます。

(8) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

開設事業者と協議し、利用者のニーズにあった開所時間の把握と設定に努めます。

(9) 各放課後児童クラブが、別途（新・プラン3④）に記載した放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、開設事業者と連携し、子どもの発達段階に応じた育成と環境づくりに努めます。

(10) 別途（新・プラン4④）に掲げた放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策 等

本町が発行している「子育てパンフレット」により周知を図るとともに、関係機関と継続的に情報共有ができる体制づくりを目指します。

4 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策

(1) 幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策

社会のあらゆる分野における構成員が、保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、すべての子どもの健やかな成長を実現するため、各々の役割を果たすことが求められています。

こうした中、認定こども園、幼稚園、保育所等における学校教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担うものであるとともに、地域子ども・子育て支援事業は、未利用者やその保護者への支援も含め、多様な子育てニーズに対応し、教育・保育施設や地域型保育事業等と相まって、安心して子どもを生み育てられる環境づくりの役割を担います。

このため、本町においては、教育・保育の計画的な提供や質の向上のための支援を行うとともに、関係機関の連携や関連施策の連携を図り、地域の子育て支援を推進します。

また、家庭・地域・事業者・行政等が一体となった子育て環境づくりのため、家庭における養育力の向上や、事業者、地域等に対する子育て支援の普及啓発などに取り組むとともに、地域の人材の活用など、地域との連携の充実に努めます。

(2) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）の取組の推進

子どもの生活や学びの連続性を確保することを目指し、就学前後の不安を軽減するための幼児と児童の交流活動や、幼稚園・保育所・小学校の保育士や教職員が相互理解を深めるための活動により、幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図ることが必要です。

これらを推進していくため、小学校の学校行事への園児の参加や幼稚園・保育所における行事等への児童の参加等の交流活動の実施、幼稚園・保育所・小学校の教職員等による相互授業・保育参観や保育・教育内容等の検討実施などに取り組みます。

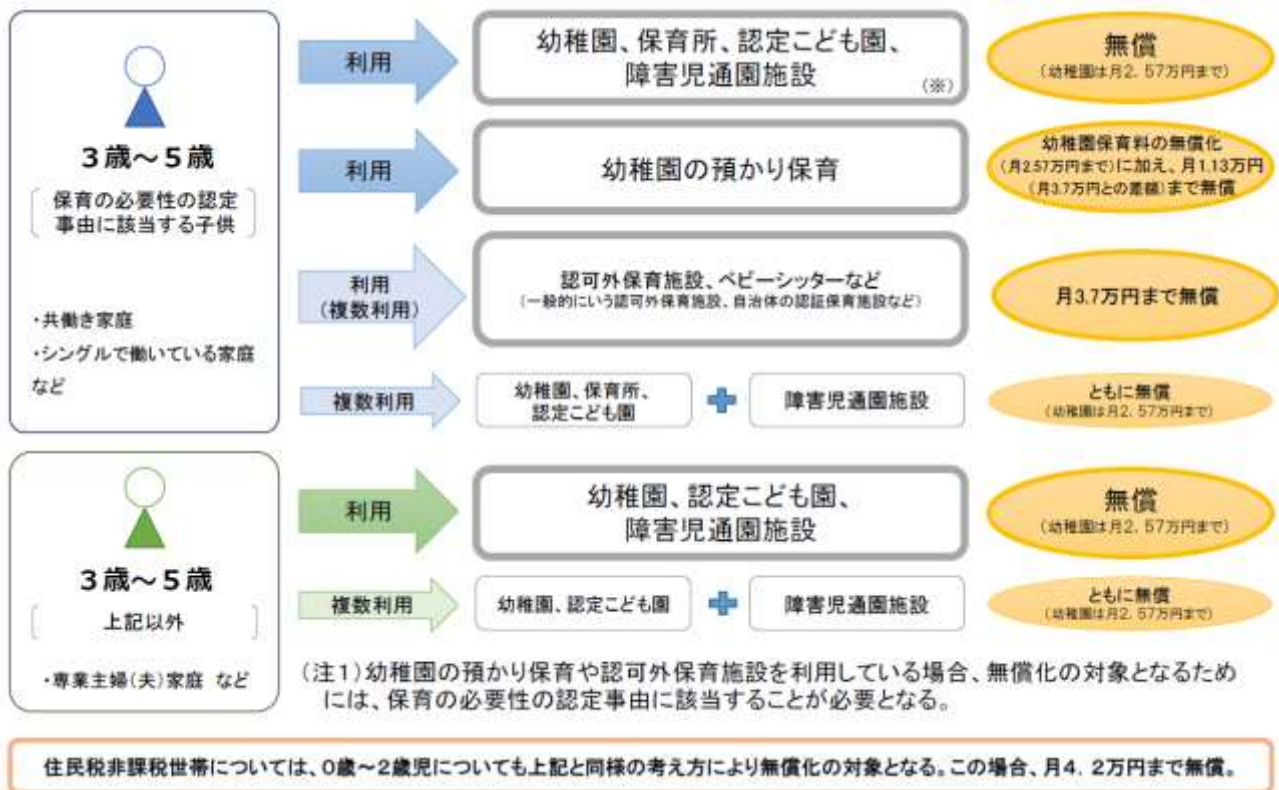
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正されました。この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置づけされていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。

このことを踏まえ、本町では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、施設等の所在、運営状

況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、鹿児島県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。



6 その他推進方策

(1) 産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

本町においては、産休・育休後から確実に特定教育・保育施設または特定地域型保育事業を利用できる環境を整えるため、以下のような取組を実施します。

- ① 保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実
 - ホームページ等を活用した情報提供体制の充実
 - 妊娠届出時や乳児家庭全戸訪問事業時における情報提供の充実
 - 親子教室等における情報提供の充実
 - 子育て支援ハンドブックにおける情報提供の充実
- ② 育休満了時から確実に保育を利用できる環境整備
 - 保育の量的拡大

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

① 児童虐待防止対策の充実

本町においては、鹿児島県中央児童相談所等とも連携しながら、児童虐待の防止に向けて、

以下のような施策について県と連携します。

ア 関係機関との連携強化等

- 虐待の早期発見に向けた各関係機関・実務者会議等との連携強化
- 児童相談所など専門性を有する関係機関への支援要請
- 要保護児童対策地域協議会の充実強化

イ 妊娠や子育て家庭の相談体制の整備

- 家庭・児童相談窓口の充実
- 訪問事業によるきめ細かな相談支援の充実
- 医療機関との連携強化

ウ 児童虐待防止についての意識啓発

- 児童虐待防止についての広報・啓発・リーフレット配布
- オレンジリボンキャンペーンの実施

エ 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

- 県・児童相談所・市町村との連携により再発防止のための措置を講じる

② ひとり親家庭の自立支援の充実

本町においては、ひとり親家庭が自立し、子どもとともに健全な生活を営むことができるよう、以下のような施策について県と連携します。

ア 子育て・生活支援策

- 日常生活の支援（家庭生活支援員の派遣等）
- 医療費の助成
- 相談体制の整備

イ 就業支援策

- 就業相談事業等（就業に関する情報提供及び支援）
- 就業に向けた能力開発への支援（就業のための技能取得を支援）

ウ 経済的支援策

- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- 生活福祉資金の貸付に修正
- 医療費の助成

③ 障がい児など特別な支援が必要な子どもに対する施策の推進

本町においては、障がいの有無に関わらず、一人ひとりの子どもが地域の中で健やかに学び、成長できる社会を実現するため、以下のような施策について県と連携します。

ア 障がい児等特別な支援が必要な子どもに対する支援

- 障害児通所支援利用の障がい児やその家族に対する支援
- 障害児通所支援利用者の負担軽減
- 施設入所を希望又は退所を予定している障がい児に対する支援
- 地域療育支援体制の整備促進

- 県こども総合療育センターなど専門性を有する関係機関との連携
- 保育所での障がい児等受け入れの推進
- 障害児通所支援事業所との連携

イ 特別支援教育の推進

- 障がい児理解のための交流及び共同学習の推進
- 教育相談・就学相談体制の確立と推進等
- 教職員研修の充実等
- 就学前から学校卒業までの一貫した支援体制の整備
- 特別支援学級の充実
- 私立幼稚園における心身障がい児の就園奨励
- 養護学校・相談支援事業所等との連携強化

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の施策との連携

本町においては、国の法律「育児・介護休業法」及び「仕事と家庭の両立支援制度」や労働行政を所管する県の取組などを踏まえ、仕事と子育ての両立支援に向けて、以下のような取組を実施します。

① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

ア 仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進

- 子育てと仕事の両立がしやすい職場環境づくりの推進
- 男女共同参画社会の促進

イ 子育てと仕事の調和を実現している企業の社会的評価の促進

- 「かごしま子育て応援企業」の登録・紹介

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

- 認定こども園や保育所の充実等
- 教育・保育や地域子ども・子育て支援事業従事者の確保と資質の向上

(4) 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育・保育の機会均等を図ることが重要です。

すべての子どもたちが夢と希望を持って成長し続けられる社会の実現を目指し、教育・保育や日常生活の支援、さらには保護者の就労支援や経済的支援など、子どもの貧困対策の総合的な推進に取り組めます。

- 生活支援や就労支援、ひとり親世帯への相談支援の強化
- 子どもの居場所づくり
- 関係機関等との連携強化

第6章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進体制

本計画は、庁内関係各課，関係機関団体と連携して推進を図るとともに，町内の教育・保育事業者，学校，事業所，住民が協働し，子ども・子育て支援施策の充実に取り組みます。

2 計画の推進体制

本町における子ども・子育て支援施策の推進に向け，子ども・子育て支援事業計画に基づく各施策の進捗状況に加え，事業計画全体の成果についても「長島町子ども・子育て会議」で点検・評価をしていきます。

また利用者の視点に立った事業の提供を図るため，各種指標を設定し，年度ごとの点検・評価を行い，施策の改善に努めます。

